Translation of the Social Assistance Law of Germany

田 中 耕太郎 Kotaro TANAKA

連邦社会扶助法

(1997年8月15日現在1))

目 次

第1章 総則(第1条-第10条)

第2章 生計扶助

第1節 人的範囲、扶助の対象(第11条-第17 条)

第2節 労働への扶助 (第18条-第20条)

第3節 給付の方法及び程度(第21条-第23条)

第4節 給付請求権の排除、給付の制限、相殺 (第25条-第26条)

第3章 特別扶助

第1節 通則(第27条-第29a条)

第2節 生活の基礎の構築又は確保のための扶助 (第30条)

第3節 (削除)

第4節 予防的保健扶助(第36条)

第5節 医療扶助、その他の扶助(第37条及び 第37a条)

第5a節 家族計画扶助(第37b条)

第6節 妊産婦扶助(第38条)

第7節 障害者統合扶助(第39条、第40条、第 43条、第44条、第46条及び第47条)

第8節 (削除)

第9節 視覚障害者扶助(第67条)

第10節 介護扶助(第68条-第69c条)

第11節 家政継続扶助(第70条及び第71条)

第12節 特別な社会的困難の克服のための扶助 (第72条)

第13節 高齢者扶助

第4章 所得及び資産の投入

第1節 所得の投入に関する通則(第76条-第 78条)

第2節 特別扶助の所得制限(第79条、第81条-第85条及び第87条)

第3節 資産の投入(第88条及び第89条)

第5章 第三者の義務 (第90条-第91a条)

第6章 費用の償還(第92条、第92a条及び第92 c条)

第7章 施設、協議会(第93条-第95条)

第8章 社会扶助運営主体(第96条、第97条及び 第99条-第102条)

第9章 社会扶助運営主体間の費用の補填(第 103条、第104条、第107条-第109条、第 111条、第113条及び第113a条)

第10章 手続規定 (第114条、第116条及び第117 条)

第11章 その他の規定(第119条-第122a条)

第12章 障害者の統合の確保のための特別規定 (第123条-第126b条)

¹⁾ 現行の連邦社会扶助法は、1961年6月30日 (連邦官報IS. 815) のもので、その後何度も行われた一部改正の内容を織り込んだ形で1994年3月23日の公布版が最新の基礎となる全条文である。これを基に、さらにその後、直近の1997年3月24日の雇用促進改革法第20条による改正まで計8回の一部改正が行われてきており、それらの改正内容を織り込んだものである。テキストはBundessozialhilfegesetz, Textausgabe mit ausführlichem Sachregister und einer Einführung von Prof. Dr. Albrecht Brühl, 8. Auflage 1997に準拠した。

第13章 社会扶助統計(第127条-第134条) 第14章 経過規定及び終結規定(第139条、第140 条及び第144条-第152条)

第1章 総 則

第1条 社会扶助の内容及び任務

- (1) 社会扶助の範囲は、生計扶助と特別扶助と する。
- (2) ¹社会扶助の任務は、扶助の受給者に対して人間の尊厳に値する生活を送ることを可能にすることにある。²扶助は受給者ができるだけ扶助に頼らずに生活することができるようにすべきである;その際には受給者はその力に応じて協力しなければならない。

第2条 社会扶助の後置性

- (1) 社会扶助は、自ら助けることができる者又 は必要な援助を他の者、とりわけ家族又は他の社 会保障給付から得ている者は受給できない。
- (2) 「第三者、とりわけ扶養義務者又は他の社会保障給付の運営主体の義務は、この法律によって影響を受けない。 ²法規に基づく他の者からの給付であって、これに対する法的請求権が存しない場合には、この法律によって相当する給付が予定されているという理由でその履行が拒まれてはならない。

第3条1) 個別事例の特殊性に応じた社会扶助

- (1) ¹社会扶助の種類、方法及び程度は、個別事例の特殊性、とりわけ扶助受給者の人格、その需要の種類及び地域的な諸事情に応じて定まる。 ²扶助受給者に対する給付が施設を通じて行われる場合には、第7章に基づく協定によって、その給付が第1文の原則に対応するものであることが保証されなければならない。
- (2) ¹扶助の構築に向けての扶助受給者の希望は、それが適切である限り、応えられるべきである。²大規模施設、ホーム又は同種の施設において扶助を受けたいという扶助受給者の希望は、他

の扶助が不可能であるか又は十分ではないため、これが個別事例の特殊性から必要とされ、かつ、 当該大規模施設、ホーム又は同種の施設との間に 第7章による協定が結ばれている場合に限って、 応じられるべきである。³社会扶助運営主体は、 希望に応じると不相応な費用の増加が生じる場合 には、これに応ずる必要はない。

(3) 扶助受給者は、その希望に基づいて、信仰する宗派の司祭によって世話を受けることができる施設に収容されるべきである。

第3a条 居宅扶助の優先

1必要な扶助は、可能な限り、大規模施設、ホーム又は同種の施設の外において行われなければならない。3適当な入所による扶助が期待でき、かつ、居宅扶助が不相応な費用の増加をもたらす場合には、この限りではない。3期待できるかどうかを審査する際には、個人的、家族的及び地域的な諸事情が適切に考慮されなければならない。

第4条 社会扶助に対する請求権

- (1) 「この法律が扶助を行わなければならないと規定している限りにおいて、社会扶助に対する請求権が存する。"この請求権は、譲渡し、担保に供し、又は担保に取ることができない。
- (2) 社会扶助の方法及び程度は、この法律が裁量を排除していない限り、覊束裁量によって決定しなければならない。

第5条 社会扶助の開始

- (1) 社会扶助は、社会扶助運営主体又はその委託を受けた機関において扶助の要件を満たす事実が明らかになりしだい、開始する。
- (2) 「個別事例において所管外の社会扶助運営 主体又は所管外の市町村に対して社会扶助が請求 されたことが明らかになった場合には、これによっ て明らかになった諸事情を所管の社会扶助運営主 体又はこれから委託を受けた機関に対して遅滞な く報告し、提出された資料を回付しなければなら ない。2その結果、扶助の要件を満たす場合には、

¹⁾ 第1項第2文の規定全体及び第2項第2文中「第7章による協定が結ばれている」という規定は、1999年1月1日から施行された改正内容による。

社会扶助の開始は所管外の機関が知った時点が基準となる。

第6条 予防的扶助、事後扶助

- (1) ¹社会扶助は、個人を脅かしている緊急事態が完全に又は部分的に回避できる場合には、予防的に行うものとする。²第36条の特別規定は、第1文の規定に優先する。
- (2) ¹社会扶助はまた、それまでに行われた扶助の効果を確実にするために必要とされる場合には、緊急事態が克服された後においても行うものとする。²第40条の特別規定は、第1文の規定に優先する。

第7条 家族に合った扶助

¹社会扶助を行うに当たっては、扶助を求める者の家族内における特別な関係に考慮が払われるべきである。²社会扶助は、自助に向けての家族の力を促進し、家族の団結を強めるべきものである。

第8条 社会扶助の方法

- (1) 社会扶助の方法は、パーソナルな援助、金 銭給付又は現物給付とする。
- (2) ¹パーソナルな援助には、社会扶助の諸問題への助言(社会法典第1編第14条)のほかに、その他の社会的な問題についての助言も、これが他の機関又は個人によって引き受けられない場合には、含まれる。²その他の社会的な問題についての助言が民間福祉団体によっても引き受けられる場合には、助言を求める者に対しては、まずここに相談するように指示しなければならない。

第9条 社会扶助の運営主体

社会扶助は、地域的及び広域的な運営主体によって行われる。

第10条 民間福祉との関係

- (1) 固有の社会的な任務の担い手としての教会 及び公法上の宗教団体並びに民間福祉団体の地位 とこの任務を遂行するためのその活動は、この法 律によって妨げられない。
- (2) 社会扶助運営主体は、この法律の実施に当たっては、教会及び公法上の宗教団体並びに民間福祉団体と協力し、その際には目標設定及び任務

の遂行におけるこれらの自主性を尊重すべきである。

- (3) ¹この協力は、社会扶助と民間福祉活動が 扶助を求める者の福祉のために有効に補い合うこ とを目指すべきである。²社会扶助運営主体は、 社会扶助分野における民間福祉団体の活動を適切 に支援すべきである。
- (4) 個別事例において、援助が民間福祉によって 行われる場合には、社会扶助運営主体は固有の措 置をとることを控えるべきである; ただし、これ は金銭給付については適用されない。
- (5) ¹社会扶助運営主体は、一般的にこの法律に基づく任務の遂行に当たって、民間福祉団体が参加や委託について承諾している場合には、これを参加させ、又はこれにその任務の遂行を委託することができる。²この場合においても、扶助を求める者に対しては依然として社会扶助運営主体が責任を有する。

第2章 生計扶助

第1節 人的範囲、扶助の対象

第11条 人的範囲

- (1) 「生計扶助は、自己の力と資力、とりわけその所得及び資産によっては必要な生計を全く又は十分に調達することができない者に対して行われなければならない。²同居の配偶者間においては、双方の所得及び資産を考慮しなければならない;両親又は両親の一方の世帯に属する未成年かつ未婚の子が、必要な生計をその所得及び資産によって賄うことができない場合には、その両親又は両親の一方の所得及び資産も考慮しなければならない。³扶助を求める子が妊娠している場合には、その両親又は両親の一方の所得及び資産は考慮されない。
- (2) ¹生計扶助は、理由がある場合には、必要な生計が第1項により考慮すべき所得及び資産によって賄うことができる場合にも行うことができる。²この範囲において、第1項に掲げる者は、社会扶助運営主体に対して支出を償還しなければならない;義務を負う者が多数ある場合には、連

帯債務者として責任を負う。

(3) 生計扶助はまた、必要な生計に十分な所得又は資産を有しているが、その生計に必要とされる個々の行為ができない者に対しても、行うことができる;この場合には、扶助受給者から適当な費用負担を求めることができる。

第12条 必要な生計

- (1) ¹必要な生計の範囲は、特に食事、住居、 衣服、身体の手入れ、家具、暖房及び個人的な日 常生活上の需要とする。²この個人的な日常生活 上の需要には、容認できる範囲内で、近所とのつ きあいや文化生活への参加が含まれる。
- (2) 児童や青少年については、必要な生計には、 特別な、とりわけその発達と成長に規定された需 要も含まれる。

第13条 医療保険及び介護保険の保険料の引受

- (1) ¹社会法典第 5 編第 9 条第 1 項第 1 号に規定する継続被保険者及び社会法典第 5 編第189条に基づき疾病金庫の加入者とみなされる年金申請者については、これらの者が第11条第 1 項の要件を満たす場合には、その医療保険の保険料を引き受けなければならない。²第76条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定は、この限りにおいて適用しない。
- (2) 「その他の場合においては、任意加入の医療保険の保険料が適切である場合には、これを引き受けることができる;継続的な生計扶助がごく短期間のみ行われるべきものと見込まれる場合には、任意加入の医療保険を継続するために、その保険料を引き受けなければならない。²第76条第2項第3号の規定はこの限りにおいて適用しない。
- (3) 第1項及び第2項により医療保険の保険料が引き受けられる場合には、これと連動する介護保険の保険料も引き受けなければならない。

第14条 老齢保障

生計扶助としては、適切な老齢保障又は適切な 死亡一時金の請求権の要件を満たすために必要な 費用も引き受けることができる。

第15条 葬祭費用

必要な葬祭費用は、これについて義務を負う者 が費用を負担することが期待できない場合には、 引き受けなければならない。

第15a条 特別な事例における生計扶助

- (1) 「生計扶助は、住居の確保又はこれと同等の緊急事態を克服するために正当化される場合には、前記の諸規定によっては扶助を行うことができる。」これが正当化され、かつ必要であって、これが行われない場合には住居を失うおそれがある場合には、扶助を行わなければならない。3第1文による扶助は、扶助を求める者を通じて行ったのでは目的に沿った使用が確保できない場合には、賃貸人又はその他の受領権者に対して支払うものとする;扶助申請者はこれに関して書面で知らされなければならない。1金銭給付は、補助金又は貸付金として行うことができる。
- (2) 「民法第554条に基づく賃貸借契約の解約の 事例において、住居の明け渡しの訴えが裁判所に 提起された場合には、当該裁判所は所管する社会 扶助の地域運営主体又はこれから委託を受けた機 関に対し、第1項に規定された任務の遂行のため に、遅滞なく次の各号に掲げる事項を通知する。
- 1 訴訟提起の日
- 2 当事者の氏名及び住所
- 3 毎月納めるべき家賃の額
- 4 支払期限が来ている家賃の滞納額及び支払期 限が来ている補償額
- 5 すでに決定されている場合には口頭弁論の期日 ²その他に、訴訟係属の日も通知することができる。 ³家賃の未払いが訴えの内容からみて明らかに賃借人の支払無能力によるものでない場合には、通知する必要はない。 ⁴送達されたデータは、連邦援護法による戦争犠牲者援護の同様の目的のためにも用いることができる。

第15b条 一時的な困難の場合の貸付金

1生計扶助の継続給付がごく短期間のみ行われると見込まれる場合には、金銭給付は貸付金として行うことができる。2第11条第1項第2文にいう世帯の構成員に対して行われる貸し付けは、個々の構成員に対し、又は複数の構成員に対してまとめて行うことができる。

第16条 世帯

¹扶助を求める者が血族又は姻族と同一の世帯で暮らしている場合には、その所得及び資産から期待できる限り、これらの者から生計への給付を得ていると推計される。²しかしながら、扶助を求める者が第1文に規定する者から生計への給付を得ていない場合には、これに対して生計扶助を行わなければならない。

第17条 助言及び支援

- (1) 「生計扶助の給付が必要とされたり期待されるような生活状況の回避又は克服は、助言と支援によって促進されるべきである;これには、民間福祉団体、法律相談の専門職及びその他の機関による助言を受けるよう指示することも含まれる。 ² さらに債務者相談所又は他の専門相談機関による助言が提供されている場合には、これを利用するよう働きかけなければならない。 ³ 第 2 文による助言の適当な費用は、そうしなければ第 1 文にいう生活状況が克服できない場合には、費用は引き受けることができるものとする。 ⁴ 費用の引き受けは、債務者相談所又は他の専門相談機関のサービスへの包括的な報酬支払いの形で行うこともできる。
- (2) 扶助の必要性を克服するために要扶助者と 社会扶助運営主体との特別な協力が必要な場合に は、適当な場合にはこれに関して書面による合意 が締結されるべきである。

第2節 労働への扶助

第18条1) 労働による生計の確保

- (1) すべて扶助を求める者は、その労働力を自 ら及びその扶養家族の生計を確保するために投入 しなければならない。
- (2) ¹扶助を求める者が自ら仕事を求めて努力 し、仕事を見つけるよう働きかけなければならな い。²扶助を求める者であって仕事を見つけるこ とができない者は、第19条及び第20条の規定によ

る、これに耐えられると考えられる労働機会を受け入れる義務がある。³労働許可又は労働資格が与えられない扶助申請者に対して労働法上の雇用関係が成立しない場合には、第2文の規定が準用される。⁴社会扶助運営主体及び連邦雇用庁の事務所、場合によれば青少年扶助運営主体及びこの分野で従事するその他の機関も、これに関して協力すべきである。

- (3) 1扶助を求める者に対する労働又は労働機 会は、これが身体的又は知的に不可能である場合、 これまで主に従事してきた活動を将来行うことが 著しく困難になる場合、又は労働若しくは労働機 会を利用できない他の重要な根拠がある場合には、 これが耐えられるものと考えてはならない。2労 働又は労働機会は、とりわけ、これによって子の きちんとした教育がおびやかされる場合には、耐 えられるものと考えてはならない。33歳以上の 子のきちんとした教育は、扶助を求める者の家族 内における特別な関係を考慮した上で、社会法典 第8編の規定にいうデイ施設やデイ保育によって 子の世話が確保できる場合には、その限りにおい て、原則としておびやかされるということにはな らない:社会扶助運営主体は、単親が優先的に子 の日中の世話を受ける場を提供されるように働き かけるものとする。 'そのほかにも、扶助を求め る者に対して課されている家政の執行や家族の介 護の義務についても考慮しなければならない。 5労働又は労働機会は、とりわけ次の各号に掲げ る理由があるというだけでは、耐えられないとい うことはできない。
- 1 仕事の内容が扶助受給者のこれまでの職業活動に対応しないこと
- 2 仕事の内容が扶助受給者の教育訓練に照らし て価値が少ないと見られること
- 3 就業地がこれまでの就業地又は職業訓練を受けた場所と比べて扶助受給者の住所地から遠くなること

¹⁾ 第18条第2項第3文中「労働許可」の後に「又は労働資格」を追加する改正は、1998年1月1日から施行された改 正内容による。

- 4 労働条件がこれまで扶助受給者が従事してき た仕事よりも不利であること
- (4) 「個別事例において必要とされる場合には、 事業主に対する補助金あるいはその他の適切な措 置によって、扶助受給者が仕事を見つけるように 働きかけることができる。2雇用促進法の規定は 影響を受けない。
- (5) ¹扶助受給者が一般の労働市場で仕事を始めた場合には、6月間の範囲内で毎月補助を行うことができる。²この補助金は、フルタイム労働の場合には、最初の月は世帯主に対する扶助基準額までの金額とし、毎月逓減していく。

第19条 労働機会の創出

- (1) 「扶助を求める者とりわけ若者であって仕事を見つけることができないものに対しては、労働機会が設けられるべきである。 *労働機会の創出及び維持のためには費用も引き受けることができる。 *労働機会は、原則として一定期間の経過的なもので、扶助を求める者の労働生活へのよりよい統合のために適切なものであるべきである。
- (2) 「扶助を求める者に対して公益的で追加的 な労働が創出された場合には、この者には通常の 労働所得又は生計扶助に増加支出に対する適切な 補償を加えたもののいずれかを与えることができる;追加的とは、さもなくばまったく、あるいはこの範囲内のみで、あるいはこの時点においては、なされなかったであろう労働のみをいう。 ² 個別事例において、労働生活への統合がさらに促進される場合又は受給権者とその家族の特別な関係から必要な場合には、この追加性に関する要件と異なる取り扱いをすることができる。
- (3) 1第2項の事例において生計扶助が行われる場合には、労働法上の雇用関係も公的な医療保険及び年金保険にいう就労関係も成立しない。 2ただし、労働安全に関する規定は適用される。
- (4) 「労働機会の創出及び維持に当たっては、 社会扶助運営主体、連邦雇用庁の事務所及び必要 な場合にはこの分野に従事する他の機関は協力す べきである。²適当な場合には、扶助を求める者 のためにすべての関係者が協力して総合的な計画

を策定しなければならない。

第20条 特別な労働機会

- (1) 「個別事例において、扶助を求める者が職業活動に慣れることを促進し、又はその職業活動に従事する用意があることを試す必要がある場合には、これにふさわしい活動又は措置が必要な期間提供されなければならない。²この場合においては、第19条第4項の規定を準用する。
- (2) ¹この活動に従事している間は、扶助を求める者に対して生計扶助及び支出の増加に対する適切な補償が行われる。²この場合においては、第19条第3項の規定を準用する。

第3節 給付の方法及び程度

第21条 継続給付及び一時金給付

- (1) 生計扶助は、継続給付及び一時金給付によって行うことができる。
- (1a) 一時金給付は、特に次のような使途に 用いられる。
- 1 少なからぬ範囲の衣服、下着類及び靴の修繕 並びに少なからぬ調達価格のこれらの購入
- 2 個別暖房の燃料の購入
- 3 学童のための特別な教材の購入
- 4 少なからぬ範囲の家具の修繕
- 5 住居の修繕
- 6 使用年数が長く、調達価格が高い消費財の購 入

7 その他、特別な原因の支出

- (1b)連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、 規則により、一時金給付の内容、範囲、包括化及 び支払いに関して詳細を定める。
- (2) 1一時金給付は、扶助を求める者が生計維持のために継続的な給付は必要としないが、自己の力と資力によっては生計を完全には維持できない場合にも、行わなければならない。2この場合には、第11条第1項に規定する人々が当該扶助の決定された月が経過した以降6月までの間に得る所得を考慮することができる。
- (3) 「大規模施設、ホーム又は同種の施設内に おける生計扶助は、扶助受給者による又は扶助受 給者のための規定にしたがった使用が不可能でな

い限り、個人的な使用のための適切な額の現金も含む。²18歳以上の扶助受給者は、世帯主の扶助基準額の少なくとも30%の額の現金を受ける。³18歳未満の扶助受給者については、所管する州の行政庁又はその定める機関がその管轄区域内にある施設について現金の額を定める。⁴扶助受給者が施設入所費用の一部を自ら負担する場合には、その所得の5%、ただし上限額が世帯主の扶助基準額の15%までの額の追加的な現金を受給する。⁵扶助受給者が、公的年金、公務扶助料又はその他の定期的な所得による収入がある場合には、個別事例によっては基準となる現金給付に代えて、相当する額をこれらの収入から手元に残すことができる。

第22条 基準需要

- (1) ¹大規模施設、ホーム又は同種の施設の外における生計維持のための継続給付は、扶助基準額に基づいて行われる。²個別事例の特殊性から必要な場合には扶助基準額から離れて測定されなければならない。
- (2) 「州政府は、その規則によって各年の7月 1日から、第5項の規則の範囲内で扶助基準額の 水準を定める。²その際には、規則で定められた 最低基準額に基づいて、地域的な扶助基準額を定 めることを社会扶助運営主体に授権することがで きる。
- (3) 「扶助基準額は、これによって継続的な需要が満たされるように測られなければならない。 ²扶助基準額の測定は、手取り所得、消費者行動及び生計費の水準と動向を考慮しなければならない。³基礎となるのは、下位の所得グループの事実上の、統計的に調査された消費支出である。 ⁴ データ上の基礎は、所得及び消費抽出調査である。 ⁵測定結果は、新しい所得及び消費抽出調査の結果が得られた場合には、見直し、必要な場合にはさらに改定しなければならない。
 - (4) 扶助基準額の算定は、夫婦と子ども3人の

世帯において、扶助基準額に住居と暖房の費用及び一時金給付の平均額を加算し、第76条第2a項第1号の金額の控除を考慮したものが、一人がフルタイムで働いている対応する世帯について下位の賃金及び給与グループの平均月額の手取り所得に一時金の案分額を加えて児童手当及び住宅手当を控除したものよりも下回るように定めなければならない。

- (5) ¹連邦保健省は、連邦労働社会省及び連邦財務省と協議の上、連邦参議院の同意を得て、扶助基準額の内容及び構成並びにその測定及び推計に関する規定を定める。²扶助基準額規則は、個別の継続給付を扶助基準額から除外し、また構成に関して詳細を定めることができる。
- (6) ¹1996年 6 月30日に適用されている扶助基準額は、1996年 7 月 1 日から 1 % 引き上げる。 ²1997年 7 月 1 日及び1998年 7 月 1 日からは、扶助基準額は、統一条約第 1 条第 1 項に規定する地域を除く連邦の領域において年金の負担の変化は考慮せずに公的年金保険の年金額の引き上げられる割合だけ引き上げる。

第23条 增加需要

- (1) 「次の各号のいずれかに該当し、重度障害者法第4条第5項に基づきGの標示」)のある証明書を有する者に対しては、個別事例においてこれと異なる需要が存しない限り、基準となる扶助基準額の20%の増加需要が認められなければならない。
- 1 65歳に到達した者
- 2 65歳未満であって、公的年金保険にいう稼得 不能である者
- ²1996年7月31日時点で適用されている第1項の 規定は、この時点までにこの規定に基づき増加需 要を認められていた者に対しては、引き続き適用 される。
- (1a)妊娠後12週を経過した妊婦に対しては、 個別事例においてこれと異なる需要が存しない限

¹⁾ 重度障害者法第4条第5項に基づく証明書におけるGの標示とは、歩行障害(Gehbehinderung)の略からとられた標示で、公共交通による移動が著しく制限される重度障害を意味している。

- り、基準となる扶助基準額の20%の増加需要が認められなければならない。
- (2) 7歳未満の子1人又は16歳未満の子2人若しくは3人と一緒に生活し、単独でその世話と教育を行っている者に対しては、個別事例においてこれと異なる需要が存しない限り、基準となる扶助基準額の40%の増加需要が認められなければならない;4人又はそれより多数の子の場合には、増加需要は基準となる扶助基準額の60%に引き上げられる。
- (3) ¹15歳に達し、第40条第1項第3号から第5号までの規定による統合扶助が行われる障害者に対しては、個別事例においてこれと異なる需要が存しない限り、基準となる扶助基準額の40%の増加需要が認められなければならない。²第1文は、第40条第1項第3号から第5号までに掲げる措置が終了した後も、適切な経過期間、とりわけ就労を始めた期間は、適用することができる。
- (4) 病人、回復者、障害者又は疾病若しくは障害のおそれがある者であって、出費のかかる栄養を摂取する必要があるものに対しては、適切な額の増加需要が認められなければならない。
- (5) 「第3項の事例においては、第1項第2号の規定は適用されない。²その他の場合には、第1項から第4項までの規定は、並列的に適用される;ただし、認められる増加需要の総計は、基準となる扶助基準額を超えることができない。

第24条 (削除)

第4節 給付請求権の排除、給付の制限、相殺 第25条¹⁾(1)¹耐えられる労働を行うことや第19条 及び第20条による耐えられる措置に従うことを拒 む者は、生計扶助を求める請求権を有しない。 ²扶助は、第一段階として基準となる扶助基準額 の少なくとも25%ほど減額しなければならない。 ³扶助受給者には事前に対応する教示を行わなけ ればならない。

(2) 次の場合には、扶助は生計に不可欠な範囲

に制限されるべきものとする。

- 1 18歳に達した以降に、扶助の受給又は増額の 要件を満たす意図で、その所得又は資産を減ら した扶助申請者の場合
- 2 教示にもかかわらずその不経済な行動を続け る扶助受給者の場合
- 3 次のいずれかに該当する扶助申請者の場合に は、12週までの間
 - a) その失業保険金、失業扶助又は統合扶助に 対する請求権が、労働事務所が社会法典第3 編の規定に基づき請求権の停止期間の開始又 はその消滅を確定したために、停止され、又 は消滅したもの
 - b) 失業保険金、失業扶助又は統合扶助に対す る請求権の停止又は消滅をもたらす社会法典 第3編所定の停止期間の開始の要件を満たす もの
- (3) 第1項又は第2項に掲げる者の扶養家族又はその他のこれと同一世帯で生活する者が扶助の拒否や制限によって共に影響を被ることは、できる限り避けなければならない。

第25a条 相殺

- (1) 「扶助受給者が故意又は重大な過失により 不正又は不完全な申し立てによって引き起こした 不正な扶助給付に基づく補償または損害賠償の請 求権が問題になっている場合には、扶助は、生計 に不可欠な限度まで、社会扶助運営主体の請求権 と相殺することができる。²請求権を理由とする 相殺の可能性は2年間に制限される;社会扶助運 営主体の新たな補償又は損害賠償の請求権は、改 めて相殺することができる。
- (2) 第1項による相殺は、扶助受給者に対する それまでの社会扶助給付によりすでに対応された 義務に対する債務が第15a条により引き受けられ た場合にも、行うことができる。
- (3) 前 2 項の場合において、第25条第 3 項を準 用する。

¹⁾ 第25条第2項第3号a中「社会法典第3編の規定に基づき」及び同号b中「社会法典第3編所定の停止期間の開始の要件」という規定は、1998年1月1日から施行された改正内容による。

第26条1) 職業訓練生に対する特則

- (1) 「職業訓練生であって、その職業訓練が連邦教育促進法又は社会法典第3編第59条の枠内で根拠に基づき促進可能であるものは、生計扶助に対する請求権を有しない。"特別に困難な事例においては、生計扶助を補助金又は貸付金により行うことができる。
- (2) 第1項の規定は、次の各号に該当する職業 訓練生には適用しない。
- 1 連邦教育促進法第2条第1a項に基づく教育 促進に対する請求権を有しないもの又は社会法 典第3編第64条第1項に基づく職業教育補助に 対する請求権を有しないもの
- 2 その需要が連邦教育促進法第12条第1項第1 号又は社会法典第3編第66条第1項第1文によっ て測られるもの

第3章 特別扶助 第1節 通 則

第27条 扶助の種類

- (1) 特別扶助の範囲は、次のとおりとする。
- 1 生活の基礎の構築又は確保のための扶助
- 2 (削除)
- 3 予防的保健扶助
- 4 医療扶助、その他の扶助
- 4a 家族計画扶助
- 5 妊産婦扶助
- 6 障害者統合扶助
- 7 (削除)
- 8 視覚障害者扶助
- 9 介護扶助
- 10 家政継続扶助
- 11 特別な社会的困難の克服のための扶助
- 12 高齢者扶助
- (2) ¹扶助は、その他の特別な生活状態についても、公費の投入が正当化される場合には行うことができる。²金銭給付は、補助金又は貸付金により行うことができる。

(3) ¹扶助が大規模施設、ホーム若しくは同種の入所施設又は通所で世話をする施設において行われる場合には、特別扶助は施設において行われる生計費(第2章による一時金給付を含む。)も対象とする。²第1文の規定は、介護扶助がこれに相当する社会法典第11編による給付が行われるという理由のみで行われない場合にも、適用する。

第28条 人的範囲

- (1) 「特別扶助は、この章の規定に基づき、扶助を求める者及びその同居配偶者について、さらに未成年かつ未婚の子の場合にはその両親についても、所得及び資産からなる資力を用いることが第4章の規定により期待できない場合に行う。2 扶助を求める者が同居している両親又は両親の一方の所得及び資産は、扶助を求める者が妊娠している場合又は6歳以下の実の子の世話をしている場合には、考慮してはならない。
- (2) 受給権者の施設内扶助又は介護手当に対する請求権は、これが請求されていたのであれば受給権者に対して給付されていたはずの場合には、その死亡後は、扶助を行った者又は介護を行った者に帰属する。

第29条 拡大扶助、支出の補填

1正当な理由がある場合には、扶助は、第28条を超えて、同条に規定する者について所得又は資産からなる資力を用いることが期待できる場合であっても、行うことができる。2この範囲で、これらの者は社会扶助運営主体に対して支出を補填しなければならない;義務を負う者が多数ある場合には、連帯債務者として責任を負う。

第29a条 扶助の制限又は相殺

扶助は、第25条第2項第1号又は第25a条の要件に該当する扶助受給者については、これよって健康に役立つ措置がおびやかされない限り、制限し、又は相殺することができる。

第2節 生活の基礎の構築又は確保のための扶助 第30条(1) ¹十分な経済的な生活の基礎が欠け、

¹⁾ 第1項中「社会法典第3編第59条」の規定、第2項第1号中「社会法典第3編第64条」の規定及び同項第2号中「社 会法典第3編第66条第1項第1文」の規定は、いずれも1998年1月1日から施行された改正内容による。

又はこれがおびやかされている者に対しては、扶助を行うことができる。²扶助は、この者が自分の活動によって生活の基礎を構築し、又は確保することを可能にすることに役立つべきである。

- (2) 扶助は、原則として、これを行わないと扶助を求める者に生計扶助を行わざるをえなくなると見込まれる場合にのみ、行われる。
- (3) 金銭給付は、補助金又は貸付金として行うことができる。

第3節 (削除)

第4節 予防的保健扶助

第36条 (1) 「医師の診断によれば疾病又はその他の健康被害が生じるおそれがある者に対しては、予防的保健扶助を行うものとする。"そのほかに疾病の早期発見のために予防的健康診断を行うことができる;これは、被保険者が公的医療保険の規定によって健康増進その他疾病の予防及び早期発見のための給付を求める請求権を有する場合には、行わなければならない。

- (2) ¹予防的保健扶助の措置には、とりわけ保健所又は医療保険のメディカルサービスの鑑定に基づいて個別事例において必要とされる回復クア、とくに児童、青年及び高齢者に対するもの並びに母親に対して適当な母親回復ホームで行われるものが含まれる。²この給付は、原則として公的医療保険の規定に基づいて行われる給付に対応するものとする。
- (3) 法律に基づく保健所の任務は影響を受けない。

第5節 医療扶助、その他の扶助 第37条 医療扶助

- (1) 病人に対しては医療扶助を行わなければならない。
- (2) 「医療扶助の範囲は、医師及び歯科医師による治療、医薬品、包帯類及び歯科補てつの支給、 入院治療その他疾病の結果の回復、改善又は軽減 に必要な給付とする。²給付は、原則として、公 的医療保険に関する規定に基づいて行われる給付

に対応するものとする。

- (3) 「医師及び歯科医師は、その行った給付に対して、開業している地域の地区疾病金庫がその加入者に対して支払うのと同じ報酬を求める権利を有する。²患者は、医療扶助の枠内における医科及び歯科治療を第1文の報酬で行うことを了承している医師及び歯科医師のうちから、自由に選択することができる。
- (4) 第3項の規定は、第36条、第37a条、第37 b条、第38条並びに第40条第1号及び第2号の事 例における医科又は歯科の給付について準用する。 第37a条 不妊治療における扶助

違法でない不妊治療については、社会法典第5編第24b条第2項第1文の給付範囲及び給付方法によって、扶助を行わなければならない。

第5a節 家族計画扶助

第37b条 '家族計画については、扶助を行わなければならない。²扶助の措置は、とりわけ次の各号の費用を引き受けることである。

- 1 必要となる検査及び処方を含む、医師による 必要な助言
- 2 医師が処方した受胎調節剤

第6節 妊産婦扶助

第38条¹⁾(1) 妊婦及び産婦に対しては、扶助を行わなければならない。

- (2) ¹扶助の範囲は、次の各号に規定するものとする。
- 1 医師による世話及び援助並びに助産婦による 援助
- 2 医薬品、包帯類及び各種療法の支給
- 3 (削除)
- 4 大規模施設又はホームにおける介護ないし第 69b条第1項の規定による居宅介護
- 5 出産手当

²給付は、原則として、公的医療保険に関する規 定に基づいて行われる給付に対応するものとする。 ³第1文第5号及び第23条第1項第3号の規定は、 並列的に適用される。

¹⁾ 第2項第3文中「第23条第1項第3号」とあるのは現行規定の同条第1a項に当たる。

第7節 障害者統合扶助

第39条 人的範囲及び任務

- (1) ¹単に一時的ではなく身体的、知的又は精神的に重大な障害を有する者に対しては、統合扶助を行わなければならない。²その他の身体的、知的又は精神的な障害を有する者に対しては、これを行うことができる。
- (2) 「障害のおそれがある者は、障害者と同等に扱われる。²これは、第36条及び第37条に掲げる種類の措置が必要とされ、しかもこれらの措置を行った場合にもなお障害が生じるおそれがある者について適用される。
- (3) 「統合扶助の任務は、生じるおそれのある 障害を防止し、又は現にある障害若しくはその結 果を克服若しくは軽減し、障害者を社会に統合す ることにある。²これには、とりわけ障害者に社 会生活への参加を可能若しくは容易にし、適切な 職業又はその他の適切な活動を可能にし、又はこ れができるだけ介助に頼らないようにすることが 含まれる。
- (4) 統合扶助は、個別事例の特殊性、とりわけ 障害の種類と程度に応じて、統合扶助の目的が達 成される見込みがある場合に、その限りにおいて 行われる。

第40条 扶助の措置

- (1) 統合扶助の措置は、とりわけ次の各号に掲げるものとする。
- 1 障害の予防、克服又は軽減のための通院又は 入院による治療又はその他の医師若しくは歯科 医師によって処方された措置
- 2 補装具その他整形外科的又はその他の補助具 の支給
- 2a 学齢に達していない児童に対する治療教育 的措置
- 3 適切な学校教育への扶助、とりわけ一般の就 学義務の枠内において、準備を含む継続学校へ の通学への扶助によるもの;一般の就学義務の 枠内における学校教育の実現に関する規定は、 影響を受けない。
- 4 適切な職業又はその他の適切な活動への教育

訓練への扶助

- 5 かつての若しくはそれに関連した職業での継続教育又は適切な職業若しくはその他の適切な活動に向けての再教育への扶助;扶助は、個別事例の特殊性により正当な理由がある場合には、職業生活の開始についても行うことができる。
- 6 適切な職場、とりわけ認可された障害者作業 所又はその他の作業所における働く場を得るた めの扶助
- 6a 障害者の特別な需要に対応した住居の確保 及び維持のための扶助
- 7 医師による又は医師の処方による措置の有効 性を確保するため又は障害者の労働生活への統 合の確保のための継続的な扶助
- 8 社会生活への参加のための扶助
- (2) 個別事例において正当な理由がある場合には、障害者又はその家族に対して、統合扶助の措置の実施期間中に、大規模施設、ホーム又は同種の施設の訪問のために補助を行うことができる。

第41条 障害者作業所における就業への扶助

- (1) 「障害者であって、その障害の種類又は重度のために、一般の労働市場における統合を目的とした労働及び職業促進的な措置が考慮の対象とならないが、障害者作業所における就業の要件(採用要件)は満たすものに対しては、認可された障害者作業所における就業のための扶助を行う。²その他の作業所における扶助は、行うことができる。
- (2) 障害者作業所の定義及び任務並びにこれに 適用される専門的な要件及び採用要件は、重度障 害者法第54条から第57条まで及びその実施のため に重度障害者法第57条第2項に基づき制定されて いる規定のそれぞれ定めるところに従う。
- (3) 「障害者作業所における就業のための扶助に際しては、社会扶助運営主体は、障害者作業所の任務及び専門的な要件を満たすために必要な人件費及び物件費であって第7章の協定の枠内のものをすべて引き受けなければならない。2これには作業所の経済活動と関連する支出も、これが作業所の特別な事情及びそこで働く障害者の種類や

範囲を考慮した場合に企業において通常生じる費用を超える場合には、その限度で対象となる。 ³作業所の労働成果を第93a条第2項に基づく報酬の減額のために請求する(ネット収入還元)旨の協定は、認められない。

(4) 連邦保健省は、連邦労働社会省と協議の上、連邦参議院の同意を得て、規則によって、第3項により引き受けなければならない費用のうち、どの種類又は構成部分を考慮しなければならないかを個別に定める。

第42条 (削除)

第43条 拡大扶助

- (1) 「障害のために大規模施設、ホーム若しくは同種の施設若しくは障害者向けデイ施設における扶助又は医師による若しくは医師が処方した措置を必要とする場合には、第28条に掲げる者について資力を用いることが部分的に期待できる場合であっても、そのために必要な扶助は完全な範囲で行わなければならない。2この部分の金額について、当該者は扶助の費用を負担しなければならない;多数の義務者がある場合には連帯債務者として責任を負う。
- (2) ¹障害者が未だ21歳に達していない場合には、次の各号の場合、第28条に掲げる者について資力の活用は生計費についてのみ要求できるものとする。
- 1 学齢に達していない児童に対する治療教育的 措置(第40条第1項第2a号)の場合
- 2 適切な学校教育(そのための準備を含む。) のための扶助(第40条第1項第3号)の場合
- 3 障害のために学校教育が無理と見込まれる場合又は無理である場合において、障害者に対してその達成可能な社会生活への参加を可能にするための扶助の場合
- 4 適切な職業又はその他の適切な活動に向けた 教育訓練のための扶助 (第40条第1項第4号) であって、これに必要な措置が障害者のための 特別な施設において実施される場合
- ²施設内で行われた生活の費用は、居宅での生計 にとって節約された支出額についてのみ請求する

ことができる;これは、第1文による措置と同時に施設内で実施された他の措置の方が主である期間については適用しない。³州の所管官庁は、居宅での生計にとって節約された支出の算定に関して詳細を定めることができる。⁴第1文から第3文までは、障害者が21歳に達した後になって初めて措置を終了することができる場合にも、適用するものとする;その他の場合には、これらの規定は個別事例の特別な理由により正当化される場合には適用することができる。

(3) 1他の者が民法上の扶養義務者として他の 規定に基づいて第2項の措置と同じ目的のための 給付を行わなければならない場合には、その義務 は第2項によって影響を受けない。²この者が当 該給付を行った場合には、第2項と異なり、第28 条に掲げる者から資力の活用を求めることができ る。

第44条 経過的な扶助給付

- (1) 社会扶助運営主体に需要の存在が明らかになった後遅くとも4週間後までに、他に社会扶助運営主体として扶助を行う義務を負うものがあるかどうか、あるいは他の誰が扶助の義務を負うのかが確定できない場合には、そうしないと必要な措置がまったくあるいは適時に実施されないおそれがあるときは、当該社会扶助運営主体がこれを遅滞なく実施しなければならない。
- (2) 費用補填請求については、社会法典第10編 第102条が基準となる。

第45条 (削除)

第46条 総合的な計画

- (1) 社会扶助運営主体は、できるだけ早急に個別の措置の実施のための総合的な計画を作成する。
- (2) 総合的な計画の作成と措置の実施に当たっては、社会扶助運営主体は、障害者本人及びその他個別事例における関係者、とりわけ治療に当たる医師、保健所、州の医師(第126a条)、青少年事務所及び連邦雇用庁の事務所と協力する。

第47条 扶助の実施に関する規定

連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、規則に よって、障害者の人的範囲の区分、統合扶助の措 置の種類及び範囲その他統合扶助に相当する措置 を実施する他の機関との協力に関する規則を制定 することができる。

第8節 (削除)

第9節 視覚障害者扶助

- 第67条(1) ¹視覚障害者に対しては、視覚障害に 起因する支出の増加を補填するために、他の法規 定によって同種の給付を受けていない限り、視覚 障害者扶助を行わなければならない。² 視覚障害 者扶助には、社会法典第11編による居宅介護給付 は70%まで算入しなければならない。
- (2) 視覚障害者扶助は、18歳以上の視覚障害者に対しては750マルクの金額、18歳に達していない視覚障害者に対しては375マルクの金額が支給される¹⁾。
- (3) 「視覚障害者が大規模施設、ホーム又は同種の施設に入所していて、滞在費の全部又は一部を公法上の給付主体の財源によって負担されている場合には、第2項の視覚障害者扶助はこのような財源によって負担されている費用の分だけ、ただし最高でも第2項の金額の50%まで、減額される;この取り扱いは、施設への入所に続く月の次の月の初日から適用される。²一時的な施設への不在がまとまって6日以上続く場合には、一時的な不在の1日につき第2項の金額の30分の1の額の視覚障害者扶助が行われる;第1文の金額は同じ割合で減額される。
- (4) ¹視覚障害者であって、耐えられる労働を行うこと又は適切な職業若しくはその他の適切な活動のための教育訓練、継続教育若しくは再教育を受けることを拒むものは、視覚障害者扶助に対する請求権を有しない。²視覚障害者扶助は、視覚障害者自身により若しくはそのために、規定に従った使用が不可能な場合には、拒むことができる。
- (5) 「視覚障害者扶助と合わせては、大規模施設、ホーム又は同種の施設外における視覚障害に

よる介護扶助(第68条及び第69条)及び現金(第21条第3項)は給付されない。²第1項と合わせては、第23条第1項第2号は、視覚障害者が視覚障害だけが原因ではなくて稼得不能である場合にのみ適用される。³第1文及び第2文は、視覚障害者扶助ではなく他の法規定に基づく同種の給付を受けている視覚障害者について準用する。

- (6) 第2項の視覚障害者扶助は、最初の発効が 1992年7月1日として、それぞれ公的年金保険に おける年金現在価値が改定されるパーセント分だ けそのつど改定される。1マルク未満の金額は、0.49マルクまでは切り捨て、0.50マルク以上は切り上げる。
- (7) 第1項から第6項までの規定は、第76条第2a項第3号aに掲げるすべての者について適用する。

第10節 介護扶助

第68条 内容

- (1) 「身体的、知的又は精神的な疾病又は障害のために、毎日の生活の経過の中で日常的に規則的に繰り返される行為について、長期的に、少なくとも6月間は著しく又はそれ以上の程度において介護を必要とすると見込まれる者に対しては、介護扶助を行わなければならない。²介護扶助は、6月未満しか介護を必要としないと見込まれる場合、第1文よりも少ない扶助の必要性しかない場合又は第5項以外の他の行為について扶助が必要な場合にも、行わなければならない;大規模施設、ホーム若しくは同種の施設又は通所により世話を行う施設における扶助については、個別事例の特殊性から必要な場合、とりわけ居宅又は通所による扶助が期待できないか又は不十分な場合にのみ適用される。
- (2) ¹介護扶助の範囲は、居宅介護、補助具、 通所介護、短期入所介護及び入所介護とする。 ²第1文による扶助の内容は、社会法典第11編第 28条第1項第1号及び第5号から第8号までに掲

¹⁾ 第67条第 6 項の規定により、1997年 7 月 1 日からはこの金額は18歳以上で1,063マルク、18歳未満で530マルクとなっている。

げられた給付について介護保険の諸規定が定める ところによる;この場合において、社会法典第11 編第28条第4項を準用する。

- (3) 第1項にいう疾病又は障害とは、次のものをいう。
- 1 姿勢保持器官及び運動器官の喪失、マヒ又は その他の機能障害
- 2 内臓又は感覚器の機能障害
- 3 刺激、記憶又は見当識の障害などの中枢神経 系の障害その他内因性の精神病、神経症又は知 的障害
- 4 その他の疾病又は障害であって、その結果、 人が第1項にいう要介護となるもの
- (4) 第1項にいう扶助の必要性は、支援、毎日の経過の中での行為を部分的若しくは全面的に引き受けること、見守り又はこれらの行為を自分でできるようにする目的で行う指導を内容とする。
- (5) 第1項にいう日常的に規則的に繰り返される行為とは、次のものをいう。
- 1 身体の手入れの分野では、洗浄、シャワー、 入浴、歯磨き、整髪、ひげそり、排便排尿
- 2 食事の分野では、食物を食べやすい形に調理 すること又は食物を摂取すること
- 3 移動の分野では、自力による起床及び就床、 衣服の着脱、歩行、起立、階段の昇降又は住居 からの外出及び帰宅
- 4 家政援助の分野では、買い物、料理、住居の 掃除、皿洗い、下着類及び衣服の交換及び洗濯 又は暖房
- (6) 社会法典第11編第16条に基づく規則、社会 法典第11編第17条に基づく介護金庫のガイドライン、社会法典第11章第30条に基づく規則、社会法 典第11編第75条に基づく介護サービス供給に関す る大綱的協定及び連邦の勧告並びに社会法典第11 編第80条に基づく質の確保に関する協定は、要介 護の概念並びに介護給付、施設での宿泊及び食事 に関する内容の詳細並びに第69a条に基づく介護 手当の区分、金額及び改定について、準用する。

第68a条 連動効果

社会法典第11編に基づく要介護の程度に関する

介護金庫の決定は、これが両制度の決定に際して 考慮すべき事実に基づいている限り、介護扶助の 枠内での決定についても基礎としなければならな い。

第69条 居宅介護

1第68条の事例において居宅介護で十分な場合には、社会扶助運営主体は、家政援助を含む介護が要介護者の親しい者又は近隣援助を通じて得られる者によって行われるように働きかけるべきである。2詳細は、第69a条から第69c条までに定める。3大規模施設、ホーム若しくは同種の施設又は通所介護施設においては、要介護者は居宅介護扶助を受けることができない。

第69a条 介護手当

- (1) 身体の手入れ、食事又は移動の1又は複数の領域の少なくとも2以上の行為に対して毎日少なくとも1回援助を必要とし、さらに週に複数回の家政援助を必要とする要介護者(著しい要介護者)は、月額400マルクの介護手当を受ける。
- (2) 身体の手入れ、食事又は移動について複数の行為に対して毎日少なくとも3回異なる時間帯に援助を必要とし、さらに週に複数回の家政援助を必要とする要介護者(重度要介護者)は、月額800マルクの介護手当を受ける。
- (3) 身体の手入れ、食事又は移動について複数の行為に対して毎日夜も含めて一日中援助を必要とし、さらに週に複数回の家政援助を必要とする要介護者(最重度要介護者)は、月額1,300マルクの介護手当を受ける。
- (4) 要介護の児童については、疾病又は障害の 結果健康な同年齢の児童と比較して追加的に必要 となる介護需要が基準となる。
- (5) ¹介護手当の請求権は、要介護者及び要介護の児童の場合は配慮権者が介護手当によってその範囲に応じて必要な介護を適切な方法で自ら確保できることを要件とする。²暦月すべてについて請求権が存しない場合には、金額はこれに応じて減額される;その際は暦月は30日で計算される。³介護金庫が社会法典第11編第37条第3項第7文に基づきその給付の全部又は一部を停止した場合

には、第1項から第4項までの規定に基づく給付 義務も消滅する。

第69b条 他の給付

- (1) ¹第68条第1項にいう要介護者に対しては、介護者の適切な支出を補填しなければならない;適切な補助及び介護者の適切な老齢保障のための保険料も、これが他の方法により確保されない場合には引き受けることができる。²第69条第1文による介護に加えて又はこれに代えて特別な介護力の導入、助言又は一時的な介護者の負担軽減が必要な場合には、その適切な費用を引き受けなければならない。
- (2) 第69a条の規定に基づき介護手当を受けている要介護者に対しては、さらに介護者又は特別な介護力の適切な老齢保障が他の方法によっては確保されない場合には、そのための保険料支出を補填しなければならない。

第69c条 給付の競合

- (1) ¹第69a条及び第69b条第2項の規定による 給付は、要介護者が他の法規定に基づき同種の給 付を受けている場合には、行わない。²介護手当 には、第67条に基づく給付又は他の法規定に基づ く同種の給付の70%が、ただし社会法典第11編に 基づく介護手当は給付されたその全額が、算入さ れる。
- (2) 1第69b条による給付は第69a条による給付と並列的に行われる。2第69b条第1項による給付又は他の法規定に基づく同種の給付が行われる場合には、介護手当はその3分の2までを減額することができる。
- (3) 要介護者が通所施設で世話を受ける場合に は、第69a条の介護手当は適切に減額することが できる。
- (4) ¹第69b条第1項による給付は、要介護者が他の法規定に基づき同様の目的の給付を請求することができる場合には、その限りで行わない。 ²要介護者がその介護を自分で雇っている特別な介護力によって確保している場合には、社会法典第11編に基づく現物給付を請求するように指示されることはない;この場合には、社会法典第11編

に基づき給付された介護手当は、優先的に第69b 条第1項による給付に算入しなければならない。

第11節 家政継続扶助

第70条 内容及び任務

- (1) 「固有の世帯をもつ者に対しては、世帯構成員のだれも家政を運営することができず、かつ、家政の継続が求められている場合には、家政継続扶助を行うものとする。²扶助は、原則として、これによって大規模施設、ホーム又は同種の施設への入所を避け、あるいは遅らせることができない場合には、一時的にのみ行われるものとする。
- (2) 扶助の範囲は、世帯構成員のパーソナルな 世話及びその他の家政の継続のために必要な活動 とする。
 - (3) 第69b条第1項の規定を準用する。

第71条 世帯構成員の他の方法の宿泊による扶助 扶助はまた、その宿泊が特別な事例において家 政の継続と並んで又はこれに代わって必要な場合 には、一時的な他の方法による世帯構成員の宿泊 のための適切な費用の引受によっても行うことが できる。

第12節 特別な社会的困難の克服のための扶助 第72条(1) 1特別な生活状況が社会的困難と結び ついている者に対しては、自己の力でこれを克服 することができない場合には、この困難の克服の ための扶助を行わなければならない。²当該扶助 の必要性がこの法律の他の規定又は社会法典第8 編(児童及び青少年扶助)によってカバーされる 限り、これらが第1文による扶助に優先する。

- (2) ¹扶助は、困難を予防し、克服し、緩和し 又はその悪化を防ぐために必要なすべての措置、 とりわけ扶助を求める者及びその家族に対する助 言及びパーソナルな世話、教育訓練、雇用の場の 獲得及び維持のための扶助、その他住居の維持及 び調達のための措置を含む。²必要な措置の実施 のために適当な事例においては、総合的な計画を 作成しなければならない。
- (3) 扶助は、個別事例においてパーソナルな援助が必要な限度で、所得及び資産を考慮せずに行われる;そのほか、扶助の成果をおびやかすおそ

れがある場合には第28条に掲げる者の所得及び資産を考慮することその他民法上の扶養義務者への請求は控えなければならない。

- (4) 社会扶助運営主体は、同じ任務を目的に掲 げる団体及びその他の関係諸機関と協力し、社会 扶助及びこれらの団体及び機関の活動が有効に補 完しあうよう働きかけるべきである。
- (5) 連邦保健省は、連邦参議院の同意を得て、 規則により、第2項による措置の人的範囲その他 第2項の措置の種類及び範囲に関して定めること ができる。

第73条及び第74条 (削除)

第13節 高齢者扶助

第75条 (1) 「高齢者に対しては、この法律の他の 規定による扶助のほか、高齢者扶助を行うものと する。²これは、高齢によって生じる困難を予防 し、克服し又は軽減し、高齢者が社会生活に参加 することを可能にすることに寄与すべきである。

- (2) 扶助の措置としては、とりわけ次の各号のものが考慮対象となる。
- 1 高齢者の需要に対応した住居の調達の際及び 維持するための援助
- 2 高齢者の世話をする施設への入所に関わるすべての問題、とりわけ適切なホームへの入所枠 の確保の際の援助
- 3 高齢者に適切な各種サービスの請求に関わる すべての問題に関する援助
- 4 高齢者の社交、会話、教養又は文化的な需要 に役立つ催し物や施設の訪問への援助
- 5 高齢者が身近な人と結びつきをもつことを助 ける援助
- 6 高齢者が望む活動への援助
- (3) 第1項の扶助は、高齢への準備のために役立つ場合にも行うべきものとする。
- (4) 高齢者扶助は、個別事例においてパーソナルな援助が必要な限り、手元にある所得又は資産を考慮せずに行うものとする。

第4章 所得及び資産の投入

第1節 所得の投入に関する通則

第76条 所得の概念

- (1) この法律にいう所得には、この法律に基づく給付、連邦援護法に基づく基礎年金及び連邦補償法に基づき生命、身体又は健康の被害に対して行われる年金又は補助のうち連邦援護法による基礎年金に相当する金額までのものを除き、すべての金銭又は金銭価値を有する収入が含まれる。
 - (2) 所得からは以下のものが控除される。
- 1 所得に対して納めた税
- 2 失業保険を含む社会保険の義務的保険料
- 3 公的若しくは民間の保険又は類似の制度への 保険料であって、法律上規定されているもの又 はその根拠及び金額が適切であるもの
- 4 所得の獲得と結びついた必要な支出

(2a) 生計扶助給付を受けている者であって 次の各号に該当するものについては、その所得か らさらにそれぞれにおいて適切な金額を控除しな ければならない。

- 1 就業している者
- 2 労働能力が制限されているにも拘わらず仕事 に従事している者
- 3 就業している者であって、
 - a) 目が見えず、又はその視力が矯正後でも 1/50以下であるもの若しくは視力の困難度 がこれと同程度であって単に一時的ではない 視力の障害があるもの、又は
 - b) その障害が重度であって、負傷者として 連邦援護法第35条第1項第2文に基づく程度 ⅢからVIまでの介護加算の対象となる程度の もの
- (3) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、規則で、所得、とりわけ農林業、営業及び雇用労働からの収入の算定その他第2a項の金額及び人的範囲の区分に関し、詳細を定めることができる。 第77条 目的及び内容を特定した給付
- (1) 公法上の規定により明確に示された目的の ために行われる給付は、社会扶助が個別事例にお いて同じ目的に仕えるものである限りにおいての み、所得として考慮することができる。
- (2) 財産上の損害ではない損害のために民法第847条に基づき行われる補償は、所得として考慮

してはならない。

第78条 贈与

- (1) 民間福祉による贈与は、所得としての考慮の対象外におかれる;ただし、贈与によって受け手の状況がさらに社会扶助を受けることを正当化しない程度に有利に影響を受ける場合には、この限りでない。
- (2) 他の者が法律上又は慣習上の義務を負わないにも拘わらず行った贈与は、これを考慮することが受給者にとって特別な困難を意味することになる場合には、所得としての考慮の対象外におかれるべきである。

第2節 特別扶助の所得制限

第79条 一般的な所得制限

- (1) 特別扶助に際しては、扶助の必要性が継続している間の扶助を求める者及びその同居の配偶者の1月の所得を合算したものが、次の各号から求められる所得制限を超えない限り、これらに対して資力の活用は求めることができない。
- 1 736マルク¹)の基礎額
- 2 支出が個別事例の特殊性に応じた適切な範囲 を超えない限り、住居の費用
- 3 同居の配偶者及び扶助を求める者又はその配 偶者により主として扶養されているか又は社会 扶助給付決定において扶養義務があるとされた 者それぞれ1人につき、世帯主に対する扶助基 準額の80%を1マルク単位に切り上げた金額の 家族加算
- (2) 「扶助を求める者が未成年かつ未婚である場合には、扶助の必要性が継続している間の扶助を求める者及びその両親の1月の所得を合算したものが、次の各号から求められる所得制限を超えない限り、当該者及びその両親に対して資力の活用は求めることができない。
- 1 736マルク¹)の基礎額
- 2 支出が個別の事例の特殊性に応じた適切な範

囲を超えない限り、住居の費用

3 両親が同居している場合にはその一方並びに 扶助を求める者及び両親若しくは扶助を求める 者により主として扶養されているか又は社会扶 助給付決定において扶養義務があるとされた者 それぞれ1人につき、世帯主に対する扶助基準 額の80%を1マルク単位に切り上げた金額の家 族加算

²両親が同居していない場合には、所得制限は扶助を求める者が同居している方の親を基準とする; 両親のいずれとも同居していない場合には、所得制限は第1項によって定まる。

- (3) ¹家族加算の基準となる扶助基準額は、扶助受給者が扶助を受けている場所によって定まる。 ²大規模施設、ホーム又は同種の施設において及び他の家庭若しくは第104条に掲げる他の者のもとに同居して扶助を受ける場合には、扶助受給者の通常の居所により、また、第2項の場合においてその両親又は両親の一方の所得も基準となる場合にはその通常の居所により、定まる;通常の居所がこの法律の適用領域にない場合又は調べられない場合には、第1文が適用される。
- (4) 各州及び州法がこれと異なる定めを設けていない限り社会扶助運営主体も、特別扶助の特定の種類について所得制限により高い基礎額を設けることを妨げられない。

第80条 (削除)

第81条 特別な所得制限

- (1) 第79条による基礎額に代えて、次の各号のいずれかに該当する場合には1,104マルク²⁾の基礎額とする。
- 1 第39条第1項第1文及び第2項による障害者 統合扶助であって、扶助が大規模施設、ホーム 若しくは同種の施設又は通所の世話を行う施設 において行われる場合
- 2 第39条第1項第1文及び第2項に掲げる者の

¹⁾ この額は、第82条に基づく毎年の額の引き上げにより、1997年7月1日からは旧西ドイツ領では1,031マルク、旧東ドイツ領では1,000マルクとなっている。

 $^{^{2)}}$ この額は、第82条に基づく毎年の額の引き上げにより、1997年7月1日からは旧西ドイツ領では1,545マルク、旧東ドイツ領では、1,505マルクとなっている。

通院治療並びにこれを実施するための医師による又は医師の処方による措置(第40条第1項第1号)の場合

- 3 第39条第1項第1文及び第2項に掲げる者に 補装具その他比較的大型の整形外科的その他の 補助具(第40条第1項第2号)を給付する場合 4 (削除)
- 5 大規模施設、ホーム又は同種の施設における 介護であってこれが長期にわたって必要と見込 まれる場合及び居宅介護(第69条)であって第 69a条第1項又は第2項に掲げる要介護度に該 当する場合
- 6 疾病が連続する3月間継続的な疾病状況又は 特別な重症のために恒常的に医師による世話を 必要とした後の医療扶助(第37条)その他結核 患者の療養の場合
- (2) 第79条による基礎額に代えて、第67条による視覚障害者扶助及び第69a条第3項による介護手当については、2,208マルク¹⁾の基礎額とする。この限りにおいて、第1項第5号は適用しない。
- (3) 家族加算は、第2項の場合で、配偶者の双 方が第76条第2a項第3号にいう目が見えず又は 障害を有する場合には、同居の配偶者について、 第1項の基礎額の半分とする。
 - (4) 第79条第4項は、適用しない。
- (5) 連邦政府は、連邦参議院の同意を得て、規則で、どのような整形外科的及びその他の補助具が第1項第3号の要件を満たすかを定めることができる。

第82条 基礎額の改定

第79条並びに第81条第1項及び第2項による基礎額は、最初の発効が1992年7月1日としてそれぞれ公的年金保険における現実年金価値が改定されるパーセント分だけそのつど改定される;1マルク未満の金額は、0.49マルクまでは切り捨て、0.50マルク以上は切り上げる。

第83条 複数の所得制限の競合

同一の給付が同時に異なる所得制限が適用され

る複数の規定に基づいて行うことができる場合に は、高い方の所得制限が適用される規定に基づい て行われる。

第84条 所得制限を超える所得の投入

- (1) 「考慮すべき所得が基準となる所得制限を超えた場合には、適切な範囲での資力の投入を求めることができる。 ² どの範囲が適切であるかを審査するに際しては、とりわけ需要の種類、必要な支出の期間及び額並びに扶助を求める者及びその扶養家族の特別な負担を考慮しなければならない。
- (2) 扶助を求める者が需要の原因となった事故の発生によってその所得の全部又は一部を失った場合であって、その需要がごく短期間である場合には、資力の活用は需要が消滅した後の適当な期間内に得られる所得からも、所得の喪失がなければ資力の活用を求めることができたであろう限度において、求めることができる。
- (3) 使用期間が少なくとも1年間と定められている需要物品の調達のための一時金給付については、第1項の基準により行う資力の活用は、第28条に規定する者が扶助に関する決定が行われた月の経過後3月以内の期間に得る所得からも、求めることができる。

第85条 所得制限以下の所得の投入

- (1) 所得が所得制限以下の場合であっても、次 の各号のいずれかに該当する場合には、資力の活 用を求めることができる。
- 1 特別な目的のために他の給付が行われる場合であって、これが行われなければその目的に対して社会扶助を行わなければならないこととなる場合
- 2 需要を満たすためにごくわずかな資力しか必 要ない場合
- 3 大規模施設、ホーム若しくは同種の施設又は 通所で世話をする施設における扶助について、 居宅での生活費が節約される限度。さらにこれ を超えて、長期間にわたって大規模施設、ホー

¹⁾ この額は、第82条に基づく毎年の額の引き上げにより、1997年7月1日からは旧西ドイツ領では3,092マルク、旧東ドイツ領では2,529マルクとなっている。

ム又は同種の施設において介護を必要とする者 であってほかに主に扶養している者がいないも のからは、適切な範囲で資力の活用を求めるも のとする。

(2) 大規模施設、ホーム又は同種の施設における扶助において、扶助受給者が有償の就労から得た所得からは、世帯主に対する扶助基準額の8分の1にこれを超える就労所得の25%を加えた額までは、資力の投入を求められない。

第86条 (削除)

第87条 複数の需要の場合の所得の投入

- (1) 個別事例において所得の一部が特定の需要の充足のために容認され又は要求された場合には、所得のうちの当該部分は、同時に存在する他の需要のためにどこまで所得の投入が容認され又は要求されるかを審査するに際しては、考慮してはならない。
- (2) 第1項の事例で複数の需要について異なる 所得制限が適用される場合には、まず最初により 低い所得制限が適用される方の扶助から決定する。
- (3) 第1項の事例で複数の需要について同一の 所得制限が適用されるが、扶助の実施について異 なる社会扶助運営主体が所管する場合には、最初 に生じた需要に対する扶助に関する決定が優先す る;複数の需要が同時に生じた場合には、所得制 限を超える所得は同額に分けてそれぞれの需要の 際に考慮される。

第3節 資産の投入

第88条 投入すべき資産、例外

- (1) この法律にいう資産には、交換価値を有するすべての資産が含まれる。
- (2) 社会扶助は、次の各号に掲げるものの投入 又は交換処分にかからしめてはならない。
- 1 公費により生活の基礎の構築若しくは確保の ため、又は世帯の構築のために支給される資産
- 2 その他の資産のうち、近い将来の第7号にい う敷地の調達又は維持のために用いることが証 明できるものであって、この住居の目的が障害 者 (第39条第1項第1文及び第2項)、視覚障 害者 (第67条)又は要介護者 (第69条) に役立っ

ているか又は役立つはずのものであり、かつ、 この目的が資産の投入又は換価処分によってお びやかされるもの

- 3 適当な家具;この場合、扶助を求める者のこれまでの生活状況を考慮しなければならない。
- 4 職業教育又は就業の開始又は継続のために欠 かせない対象物
- 5 家族の思い出や遺産の品物であって、その処 分が扶助を求める者又はその家族にとって特別 な困難を意味するもの
- 6 精神的な、とりわけ学問的又は芸術的な需要 を満足させることに役立ち、その所有が贅沢で はないような対象物
- 7 扶助を求める者又はその他の第11条若しくは 第28条に掲げる者が単独で又は家族と一緒に全 体又は一部に住んでいて、その死後に住むこと となる適当な家の敷地。適当かどうかの判断は、 居住者の人数、居住需要(例えば、障害者、視 覚障害者又は要介護者)、敷地の大きさ、家の 大きさ、住宅の間数及び構成その他住宅を含む 土地の価値によって決まる。第2次住宅建設 第7条及び第12条にいう家族ホーム及び自宅は、 原則として、その居住面積が第2次住宅建設 第39条第2項との関連で同条第1項第1文第1 号及び第3号の限度を、また、居宅介護の場合 は第2次住宅建設法第82条との関連で第39条第 1項第1文第1号及び第3号の限度を超えない 限り、不適当に大きいとはいえない。
- 8 少額の現金又はその他の金銭価値を有するもの;その際は、扶助を求める者の特別な緊急の必要を考慮しなければならない。
- (3) ¹社会扶助は、さらに、資産を投入しなければならない者及びこれが扶養義務を有する家族にとって困難を意味する場合には、資産の投入又は換価処分にかからしめてはならない。²これは特別扶助においてとりわけ適切な生活を送ることや適当な老齢保障が本質的に困難になるであろう場合に該当する。³障害者作業所における就業のための統合扶助においては、原則として、投入すべき資産が特別扶助について連邦社会扶助法第88

条第2項第8号の実施のための規則第1条第1項 第1文第1号bにより得られる金銭価値の額の10 倍を超えない場合には、困難が存するものとする。

(4) 連邦保健省は、連邦参議院の同意を得て、 規則により、第2項第8号にいう現金その他の金 銭価値の額を定めることができる。

第89条 貸付金

¹第88条に基づき扶助を求める者の需要について資産を投入すべき場合ではあるが、直ちに資産を利用し、若しくは換価処分することができない場合又は投入すべき者にとって困難を意味することになる場合には、社会扶助は貸付金として行うものとする。²貸付は返済請求権が物的又はその他の方法で担保されることを条件として行うことができる。

第5章 第三者の義務

第90条 請求権の移転

- (1) 1扶助受給者又は特別扶助の場合にはその 両親若しくは同居の配偶者も含め、扶助が行われ る期間について社会法典第1編第12条にいう給付 主体以外の第三者に対して請求権を有する場合に は、社会扶助運営主体は、当該第三者に対する書 面による通知により、この請求権がその支出額の 範囲内で自己に移転する効果を生じさせることが できる。²社会扶助運営主体は、また、第1文に 掲げる扶助受給者に対する扶助と合わせてその同 居配偶者及びその未成年かつ未婚の子に対して行っ た生計扶助のための支出を理由としても、この請 求権の移転の効力を生じさせることができる。3 請求権の移転は、第三者が適時に給付を行ってい たならば扶助を行う必要がなかった場合又は第11 条第2項、第29条若しくは第43条第1項の事例で 支出の補填又は費用負担を求めることができた限 度においてのみ効力を生じさせることができる。 4移転は、請求権を譲渡し、担保に供し又は担保 に取ってはならないという規定によって排除され ない。
- (2) 書面による通知は、扶助受給者に対して扶助が中断なく行われた期間について、請求権の移転の効力を生じる:中断とは2月を超える期間を

いう。

- (3) 請求権の移転の効力を生じる行政処分に対する異議又は取消しの訴えは、効力を遅延させる効果をもたない。
- (4) ¹第1項の規定は、第19条第2項及び第20条第2項の事例において生計扶助が増加支出に対する補償に加えて行われる場合又は第18条第5項の事例において補助金が支払われる場合には、適用しない。²社会法典第10編第115条及び116条の規定は、第1項の規定に優先する。

第91条 民法に基づく扶養義務者に対する請求権 の移転

- (1) ¹扶助受給者が、扶助が行われた期間について、民法に基づく扶養請求権を有する場合には、これは給付された支出額まで、扶養法上の情報請求権と一緒に、社会扶助運営主体に移転する。²請求権の移転は、扶養請求権が継続的な支払いにより満たされた限度において、排除される。³請求権の移転は、また、扶養義務者が第11条第1項又は第28条の人的範囲に属する場合又は扶養義務者が扶助受給者と2親等かこれよりも遠い血族の場合にも、排除される;同じことは扶助受給者であって妊娠しているか、又は6歳未満の実の子を世話しているものの1親等の血族についても当てはまる。⁴この場合において、第90条第4項を準用する。
- (2) ¹請求権は、扶助受給者が第84条第2項又は第85条第1項第3号第2文を例外として第4章の規定に基づきその所得及び資産を投入しなければならない限度においてのみ、移転する;第76条第2a項は適用しない。²民法に基づく扶養義務者に対する請求権の移転は、これが少なからぬ困難を意味する場合には、排除される;21歳以上の障害者、障害のおそれのある者又は要介護者に対して障害者統合扶助又は介護扶助が行われた場合の扶養義務のある両親については、原則としてこれに該当するものとする。
- (3) 「過去については、社会扶助運営主体は移転した扶養について民法の要件によるほか、扶養養務者に対して扶助の実施を書面により通知した

時点以降の期間についてのみ要求することができる。²扶助が比較的長期間におよぶ見込みである場合には、社会扶助運営主体は、これまでの毎月の支出額の限度で、将来の給付についても訴求できる。

(4) ¹社会扶助運営主体は、移転してきた扶養請求権を扶助受給者の了解のもとにこれに裁判上の権利行使のために再度移転させ、権利行使後の扶養請求権を譲渡させることができる。²これによって扶助受給者が自ら負担した費用については、引受けなければならない。³第1項から第3項までの規定による請求権については、民事手続において決定しなければならない。

第91a条 社会給付の確定

「補填を求める権利を有する社会扶助運営主体は、社会給付の確定を行い、法的手段を行使することができる。²その責めに帰さずに過ぎ去った期限の経過は、これに不利な効果は生じない;ただし、社会扶助運営主体が自ら手続を管理する場合において、その手続の期限については、この限りでない。

第6章 費用の償還

第92条 通則

- (1) この法律による社会扶助の費用の償還義務は、第92a条及び第92c条の場合に限り存する;他の法規定による費用の償還義務は、影響を受けない。
- (2) 費用の償還義務は、第92a条及び第92c条の 場合であっても、第19条第2項又は第20条第2項 に基づき増加費用に対する補償を加算して生計扶 助が行われる場合には、存しない。

第92a条 有責行為の場合の費用の償還

(1) ¹18歳に達した後に、自ら又は扶養家族に対する社会扶助の行使の要件を故意又は重大な過失のある行為によって招来した者は、社会扶助の費用の償還の義務を有する。²費用の償還が困難を意味することとなる場合には、その実施を猶予することができる;その実施が償還義務者が将来社会扶助に依存することなく社会生活に参加する能力を侵害することとなる場合には、これを控え

なければならない。

- (2) 「第1文により生じた費用の償還義務は、相続人に承継される。²この場合において、第92c 条第2項の規定を適用する。
- (3) ¹費用の償還請求権は、扶助が行われた年が経過して3年後に消滅する。²時効の停止及び中断に関する民法の規定は、この場合に準用する;訴訟の提起は、給付決定と同様の効力を有する。
- (4) ¹故意又は重大な過失のある行為によって 給付を招来した者は、不正にもたらされた社会扶 助の給付の費用の償還(社会法典第10編第50条) について、第1項から第3項までを準用して義務 を負う。²第1項による費用の償還義務者及び同 一費用について社会法典第10編第50条に基づき補 填義務を負う者とは、連帯債務者として責任を負 う。

第92b条 (削除)

第92c条 相続人による費用の償還

- (1) 「扶助受給者又は扶助受給者よりも先に死亡した場合にはその配偶者の相続人は、1987年1月1日前に生じた結核扶助の費用を除いて、社会扶助の費用の償還に充てなければならない。²償還義務は、社会扶助の費用のうち、相続開始前10年間に支出され、第81条第1項の基礎額の2倍を超えるものに限って存する。³配偶者の相続人による償還義務は、配偶者と別居していた期間に行われた社会扶助の費用については、存しない。 '社会扶助受給者がその配偶者の相続人になった場合には、第1文による費用の償還の義務を負わない。
- (2) ¹相続人の償還義務は、相続債務に属する。 ²相続人は、相続の時点で現存する相続財産の価値の限度で責任を負う。
- (3) 費用の償還請求は、次の場合には行うことができない。
- 1 相続財産の価値が第81条による基礎額の2倍 未満であるとき
- 2 相続財産の価値が30,000マルク未満であって、 相続人が扶助受給者の配偶者又は血族で、単に 一時的ではなく扶助受給者の死に至るまでこれ

と一緒に在宅で生活し、世話をしたとき

- 3 相続人への請求が個別事例の特殊性から特別 な困難を意味することとなるとき
- (4) ¹費用の償還請求権は、扶助受給者又はその配偶者の死亡から3年の経過により消滅する。 ²この場合において、第92a条第3項第2文を準用する。

第7章 施設、協議会

第93条1) 施設

- (1) ¹社会扶助を行うために、社会扶助運営主体は、他の運営主体の適切な施設が現にあり、又は拡張若しくは新設できる限り、固有の施設やサービスを新たに創設してはならない。²第2項による協定は、とりわけその給付能力及び第3条第1項の原則の実行を考慮した場合に給付を行うのに適切な施設の運営主体との間でのみ締結することができる。³同程度に適切な施設が複数ある場合には、社会扶助運営主体は同一の内容、範囲及び質の給付に対する報酬が他の運営主体よりも高くない運営主体との間で優先的に協定を締結すべきである。
- (2) ¹施設により給付が行われた場合に、社会 扶助運営主体は、施設の運営主体又はその連合体 との間に次の内容に関する協定が存する場合に限 り、当該給付に対する報酬の支払いの義務を負う。
- 1 給付の内容、範囲及び質(給付協定)
- 2 包括的及び個々の給付分野に対する金額の合 計からなる報酬(報酬協定)
- 3 給付の経済性及び質に関する審査(審査協定) ²協定は、経済性、節約性及び給付能力の原則に 沿うものでなければならない。
- (3) 「第2項の協定が締結されていない場合には、社会扶助運営主体は当該施設を通じた扶助は個別事例の特殊性から必要な場合に限り行うことができる。²このためには施設の運営主体は第93a条第1項の要件を満たす給付の提供内容を示し、これに即して給付を行うことを書面で約束しなければならない。³報酬は、社会扶助運営主体が入

所地又はその隣接地において同様の給付に対して 第2項によって他の施設との間で締結した協定に 基づき負担する額までのみ引き受けることができ る。 4給付の経済性及び質の審査については、社 会扶助運営主体が他の同様の施設との間で締結し た協定内容が準用される。 5社会扶助運営主体は、 この審査の内容及び範囲に関して施設に通知しな ければならない。 6第7項が準用される。

(4)及び(5) (削除)

- (6) 11995年7月18日に合意され、又は仲裁所 によって決定された介護報酬基準は、1995年を基 準に、1996年4月1日から始まって1996年、1997 年及び1998年について年間で旧東ドイツ領におい ては2%、その他の連邦地域においては1%を超 えて引き上げることはできない。2個別に根拠の ある場合、特に職員構成の調整において追いつく 必要を考慮するために、旧東ドイツ領においては 引き上げ幅を0.5%まで高めることができる。319 95年12月31日後において初めて施設又は施設の一 部について協定が締結された場合には、同種の施 設の1995年の協定が基礎として用いられる。4協 定を締結している社会扶助運営主体との合意の下 に施設の目的が本質的に変更され、又は著しい建 設投資が行われる場合には、第3文を準用する。 51995年12月31日後において初めて個別の給付分 野又は給付提供に対して施設との間で異なる介護 報酬基準が合意された場合には、これから生じる 変更は、第1文に基づき全体の給付提供の統一的 な査定から生じることとなる枠を超えることがで きない。
- (7) 社会法典第11編第72条にいう認可された 介護施設については、第68条に基づいて拡大給付 を行う場合を除いて、居宅及び通所介護給付並び に短期介護給付に係る種類、内容、範囲及び報酬 は1995年4月1日から、入所介護給付並びに介護 ホームにおける宿泊及び食事の給付並びに追加給 付に係るものは社会法典第11編第43条の施行の日 から、社会法典第11編第8部の規定するところに

 $^{^{1)}}$ 第2項及び第3項は1999年1月1日から施行されている新しい内容によっており、また第4項及び第5項を削除する規定が同日から施行されている。

従う。²第1文は、社会法典第11編第8部の協定が社会扶助運営主体との合意に基づいて行われなかった場合には、適用しない。³この場合には第6項が適用される。⁴社会扶助運営主体は、社会法典第11編第82条第4項に基づき区分経理された投資費用の引受については、これに関して対応する協定が第7章に基づき行われている場合に限って義務づけられる。

第93a条¹⁾ 協定の内容

- (1) ¹給付に関する協定は、重要な給付の特徴、少なくとも、施設の運営に必要な設備、世話の対象者の範囲、給付の種類、目的及び質、職員の資格並びに必要な物的人的装備について定めなければならない。²協定中には、給付の提供につき合意された枠内で扶助受給者を受け入れて世話をする旨の施設の義務を盛り込まなければならない。³給付は、十分で、目的に適い、経済的でなければならず、また、必要な限度を超えてはならない。
- (2) 「第1項の給付に対する報酬は、少なくとも宿泊と食事に対する包括額(基礎的包括額)及び措置に対する包括額(措置包括額)並びに装備を含む運営に必要な設備に対する額(投資額)から構成される。²公費による助成額は算入される。³措置包括額は同様の扶助需要を持つ扶助受給者のグループ毎に計算される。⁴投資措置を理由とする報酬の引き上げの要求に対しては、社会扶助運営主体は、事前に当該措置に対して同意していた場合にのみ、同意すればよい。
- (3) ¹社会扶助運営主体は、施設の運営主体との間で、給付の経済性及び質の確保並びに経済性及び質の審査の実施手続に関する原則と基準について合意する。²審査の結果はきちんと残し、適当な方式で施設の給付を受けている者にも開示しなければならない。

第93b条1) 協定の締結

(1) 「第93条第2項の協定は、それぞれ経済期間の開始前に将来の期間(協定期間)について締結しなければならない;事後的な調整は認められ

ない。² 第93a条第 2 項の協定が当事者の一方が 書面で交渉を申し入れてから 6 週間以内に成立し ない場合には、第94条の規定に基づき仲裁所が一 方当事者からの申し立てによって、合意に至らな かった事項について遅滞なく決定する。³ 決定に 不服がある場合には、行政裁判所に対する訴訟の 道が開かれている。⁴訴えは両当事者の一方を相 手とし、仲裁所を相手としない。⁵事前手続にお いては決定の事後的審査は必要ない。

- (2) ¹協定及び仲裁所決定は、その中で定められた時点で効力を生じる。²時点が決められていない場合には、協定は締結の日から、仲裁所の決定は仲裁所に申し立てのあった日から、効力を生じる。³それぞれこの時点から遡って効力を生じる報酬に関する協定や決定は、認められない。⁴協定期間が経過した後は、協定され、又は決定された報酬内容は、新しい報酬が発効するまでは引き続き適用される。
- (3) ¹報酬に関する協定又は決定の基礎となっていた前提条件の予見できない重大な変更が生じた際は、報酬は、当事者の一方の要求により、経過中の当該協定期間について新たに交渉しなければならない。²第1項及び第2項の規定は、この場合に準用する。

第93c条1) 協定の特別な解約

1社会扶助運営主体は、施設が受給者及びその費用負担者に対する法律上又は協定上の義務に対して、もはや協定の順守が期待できないようなひどい態様で違反した場合には、第93条第2項の協定を解約予告期間を守らずに解約することができる。2これは、とりわけ、第93a条第3項に基づく検査又はその他の方法により、義務違反の結果受給者に被害をもたらしたこと、サービス提供に著しい不足があること、施設の運営主体に対しておいる法に基づき営業許可が取り消され若しくは施設の営業が停止させられたこと又は施設が行わなかったサービスに対して費用負担者に対して不正請求を行ったことが確定された場合に当てはま

¹⁾ 第93a条、第93b条及び第93c条は、いずれも1999年1月1日から施行されている。

る。³解約は書面によることを要する。⁴社会法典 第10編第59条は効力を妨げられない。

第93d条 規則の授権、大綱的協定

- (1) 連邦保健省は、連邦参議院の同意を得て、 規則により、第93項第2項及び第93a条第2項に ついてそれぞれ1999年1月1日から適用される次 の各号に関する規定を制定することを授権される。
- 1 第93条第2項に基づき報酬包括額及び報酬額 の基礎におくべき費用の種類及び構成部分のよ り詳細な区分並びに第93a条第2項による投資 額の構成
- 2 第93a条第2項による措置包括額の調査及び 構成のための内容及び範疇並びに同様の扶助需 要を有するグループの構成その他この構成すべ きグループの数
- (2) ¹社会扶助の広域運営主体及び市町村の州レベルでの最上部団体は、施設の運営主体の連合会との間で、共同して統一的に、第93条第2項に基づき1999年1月1日から適用される給付、報酬及び審査に関する協定のための州レベルでの大網的協定を締結する。²教会、公法上の宗教団体又はその他の民間非営利団体に属する施設については、大綱的協定は施設の属する教会、公法上の宗教団体又は民間福祉団体との間でも、締結することができる。³大綱的協定においては、それぞれの扶助の種類の特徴と特殊性が考慮されなければならない。
- (3) 社会扶助の広域運営主体の連邦協議会、市町村最上部団体の連邦協議会及び施設の運営主体の連邦レベルの協議会は、共同して統一的に、第2項の協定の内容に対する勧告について合意する。第94条 仲裁所
- (1) 各州又は州の一部ごとに所管する州の官庁に仲裁所を設ける。
- (2) ¹仲裁所は、施設の運営主体の代表者並び に地域的及び広域的な社会扶助運営主体の代表者 の同数と中立的な議長から構成される。²施設の 代表者及びその代理人は施設の運営主体の連合会 から、社会扶助運営主体の代表者及びその代理人 はこれらから任命される;施設の代表者の任命に

- 当たっては、運営主体の多様性を考慮しなければならない。³議長及びその代理人は関与している各団体によって共同して任命される。¹合意が成立しない場合には、くじで決められる。⁵関与する団体がその代表を任命できず、又は第3文の手続において議長又はその代理人の職の候補者を指名できない場合には、関与する団体の一方の申し立てによって、所管する州官庁が代表者及び候補者を任命する。
- (3) ¹仲裁所の構成員はその職を名誉職として行う。²これらは指示に拘束されない。³各構成員が1票を持つ。⁴決定は構成員の多数決によって決する。⁵過半数に達しない場合は、議長の票によって決する。
- (4) 州政府は、規則によって、仲裁所の構成員の数、任命、任期及び職務遂行、現金支出及び時間を使うことに対する補償、法的監督、事務執行、手続並びに手数料の徴収及びその額その他費用の分担に関し、詳細を定めることが授権される。

第95条 協議会

¹社会扶助運営主体は、同等又は共同の措置の 実施の助言又は確保が求められる場合には、協議 会を設置するよう努めるものとする。²第1文に いう措置には、社会扶助における給付の濫用の防 止及び発見が含まれる。³協議会には、特に、法 律上の任務が同一の目的に仕え、又は措置の実施 に参加するする機関、とりわけ民間福祉団体の代 表が含まれるべきである。

第8章 社会扶助運営主体 第96条 地域的及び広域的運営主体

- (1) ¹社会扶助の地域運営主体は、郡に属さない市及び郡とする。²各州は、郡がこれに属する市町村又は市町村連合に対してこの法律に基づく任務の実施の移譲及びその際指示を与えることの可否及び範囲について定めることができる;この場合には、郡は行政裁判所規則による異議申し立てに対する決定を行う。
- (2) ¹各州は、広域運営主体を決める。²各州は、 広域運営主体が地域運営主体並びにこれに属する 市町村及び市町村連合に対してこの法律に基づく

任務の実施の移譲及びその際指示を与えることの 可否及び範囲について定めることができる;この 場合には、広域運営主体は行政裁判所規則による 異議申し立てに対する決定を行う。

第97条 地域管轄

- (1) ¹社会扶助について地域的に管轄するのは、 その管轄区域内に扶助受給者が事実上滞在してい る社会扶助運営主体である。²この管轄は、扶助 がその管轄区域外において確保される場合であっ ても、扶助の終了まで続く。
- (2) 「大規模施設、ホーム又は同種の施設にお ける扶助については、その管轄区域内に扶助受給 者が通常の居所を収容の時点で有するか、あるい は、収容前2月間において最後に有していた社会 扶助運営主体が地域的に管轄する。 2社会扶助の 開始の際に、扶助受給者が第1文にいうある施設 から他の施設に、あるいはそこからさらに別の施 設に移っていた場合又は扶助の開始後にこのよう な事例が生じた場合には、最初の施設について基 準となる通常の居所が決定的となる。3第1文若 しくは第2文による通常の居所の存否及び場所が 遅くとも4週間以内に確定できない場合又は急ぎ の事例がある場合には、第1項によって管轄する 社会扶助運営主体が扶助に関して遅滞なく決定し、 暫定的に開始しなければならない。 '第1文にい う施設において子が産まれた場合には、その通常 の居所に代えて母親の通常の居所による。
- (3) 第15条の場合には、扶助受給者の死亡に至るまで社会扶助を行っていた運営主体が、その他の場合にはその管轄区域内に死亡場所がある運営主体が地域的に管轄する。
- (4) 第2項にいう大規模施設、ホーム又は同種 の施設とは、介護、治療その他この法律に予定さ れている措置又は教育のためのすべての施設をい う。
- (5) 裁判所によって命令された自由の剥奪の執行のための施設にいる又はいた者に対する扶助については、第1項及び第2項並びに第103条から第109条までの規定を準用する。

第98条 (削除)

第99条 地域運営主体の事物管轄

社会扶助についての事物管轄は、第100条又は 州法により広域運営主体が事物管轄していない限 り、社会扶助の地域運営主体がこれを有する。

第100条 広域運営主体の事物管轄

- (1) 社会扶助の広域運営主体は、州法により地域運営主体の事物管轄と定められない限り、次の各号に掲げる事項について事物管轄を有する。
- 1 第39条第1項第1文及び第2項に掲げる者、 精神病患者、その他の知的若しくは精神的な障 害又は変調を有する者、発作患者及び依存症患 者に対する特別扶助であって、これらの者の障 害又は苦痛のために個別事例の特殊性とも関連 して、大規模施設、ホーム若しくは同種の施設 に入所させて又は通所の世話を行う施設におい て扶助を行う必要がある場合;ただし、施設に おける扶助の実施が主に他の理由により必要と される場合はこの限りでない。
- 2 障害者に対する第81条第1項第3号にいう補助具、比較的大型の整形外科的その他の補助具の給付
- 3 (削除)
- 4 第67条による視覚障害者扶助
- 5 第72条による特別な社会的困難の克服のための扶助であって、大規模施設、ホーム若しくは同種の施設に入所させて又は通所の世話を行う施設において扶助を行う必要がある場合
- 6 障害者統合扶助の枠内での高等学校への通学 への扶助
- (2) 第1項第1号及び第5号の事例においては、 広域運営主体の管轄は、この法律に基づき当該扶助受給者について同時に要件を満たすすべての給 付及び第15条による扶助に拡張される;ただし、 扶助が通所の世話を行う施設において行われる場 合はこの限りでない。

第101条 広域運営主体の一般的な任務

広域運営主体は、とりわけ疾病が拡大している場合に、社会扶助の措置の展開に寄与するものとする;このために、必要な施設を設け、又は助成することができる。

第102条 専門職員

- (1) この法律の実施に当たっては、その個性からみてこの仕事に適しており、かつ、原則としてその任務にふさわしい教育を受けているか、又は社会分野での特別な経験を身につけている者を雇用するものとする。
- (2) 社会扶助運営主体は、第17条の任務も含む専門職員の適切で専門的な現任訓練を保証する。

第9章 社会扶助運営主体間の費用の補填 第103条 施設への入所の際の費用の補填

- (1) 「第97条第2項第1文により所管の社会扶助運営主体は、同項第3文により給付を行わなければならない運営主体に対し、支出された費用を補填しなければならない。²第97条第2項第3文及び第4文の場合に、通常の居所が存在せず、又は調査できず、扶助の実施について社会扶助の地域運営主体が事物管轄をもった場合には、これに対して、当該地域運営主体をその領域に含む広域運営主体が支出された費用を補填しなければならない。
- (2) 施設外で宿泊しているがその世話を継続的 に受けている場合又は施設外で休暇を取っている 場合も大規模施設、ホーム又は同種の施設への入 所とみなされる。
- (3) 「第97条第2項の場合に扶助受給者が施設を出て1月以内に当該施設の所在地の地域運営主体の領域において社会扶助を必要とした場合には、その支出した費用は、当該社会扶助の地域運営主体に対して、扶助受給者が第97条第2項第1文の意味における通常の居所を有していた地域を管轄する運営主体が補填しなければならない。2第1項第2文の規定は、この場合に準用する。3補填義務は、この領域外や第97条第2項第1文にいう施設での滞在が行われた場合にも、これが2月を超えない場合には、中断しない;補填義務は、合わせて2月間扶助が行われなかった場合及び遅くとも施設を出て2年が経過した後は、終了する。第104条 他の家庭での宿泊の場合の費用の補填

第97条第2項及び第103条の規定は、児童又は 青少年がその両親又は両親の一方とは別の家庭又

は個人の下に宿泊する場合に準用する。

第105条、第106条 (削除)

第107条 引越の際の費用の補填

- (1) これまでの通常の居所のある場所から引っ越した場合で、その者が居所の変更後1月以内に扶助を必要とする場合には、これまでの居所の社会扶助運営主体は、新たに管轄することになった社会扶助の地域主体に対して、そこで必要となる第97条第2項第1文にいう施設外での扶助を補填する義務を負う。
- (2) ¹第1項による義務は、合わせて2月間まったく扶助が行われなくなった場合には消滅する。 ²この義務は、遅くとも居所変更があって2年を経過した後は、終了する。

第108条 外国から移った場合の費用の補填

- (1) 1外国にもこの法律の適用領域にも通常の 居所を有しない者が外国からこの法律の適用領域 に移り、移って1月以内に社会扶助を必要とする 場合には、支出された費用は仲裁所によって決定 された社会扶助の広域運営主体によって補填され なければならない。2仲裁所は決定に当たっては、 住民人口並びに前会計年度において運営主体に対 して第1項、第2項及び第4項並びに第119条、 第147条及び第147b条によって生じた財政負担を 考慮しなければならない。3第1文の規定は、こ の法律の適用領域に生まれ、又は社会扶助の需要 が生じた際にこのような者と配偶者、血族又は姻 族として共同で生活をしていた者については、適 用しない。'配偶者、血族又は姻族が、社会扶助 の需要が生じた際に共同で生活している場合には、 共通の補填義務を負う運営主体を決めなければな らない。
- (2) ¹第1項にいう仲裁所とは、連邦行政事務 所をいう。²各州は、行政協定により、他の仲裁 所を定めることができる。
 - (3) (削除)
- (4) 社会扶助運営主体が第1項により扶助受給者に対して支出された費用を補填する義務を負う場合には、当該運営主体は、扶助受給者の配偶者又は未成年の子のために支出された費用について

- も、これらの者が後にこの法律の適用領域に移ってきて、1月以内に社会扶助を必要とした場合には、補填しなければならない。
- (5) 扶助受給者のために支出された費用の補填 義務は、その後、この者のために合わせて3月以 上社会扶助を行う必要がなくなった場合には、消 滅する。
- (6) 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定は、この法律の適用領域に移ってきた後の宿泊について連邦法又は連邦と州との間の協定によって定められている者については、適用しない。

第109条 通常の居所からの除外

第97条第2項に掲げる種類の施設における居所 及び裁判所によって命じられた自由の剥奪に基づ く執行施設における居所は、第8章及び第9章に いう通常の居所とはみなされない。

第110条 (削除)

第111条 費用補填の範囲

- (1) ¹支出された費用は、扶助がこの法律に沿うものである限り、補填しなければならない。 ²その際には、扶助受給者の居所において扶助を行うときに存在している社会扶助実施上の原則が適用される。
- (2) ¹12月までの給付期間について5,000マルク 未満の費用は、第97条第2項第3文による暫定的 な給付の場合を除き、補填する必要がない。 ²5,000マルクの限度額は、第11条第1項第2文に いう世帯の複数の構成員に対して費用の補填をし なければならない場合には、第1文と異なり、世 帯の構成員全員に対するものを合計したものにつ いて適用される。

第112条 (削除)

第113条 州への授権

各州は、上記以外に、その領域における社会扶助運営主体の間での費用を補填に関し、詳細を定めることができる。

第113a条 (削除)

第10章 手続規定

第114条 社会的に経験を積んだ者の参加

(1) 一般的な行政規定及び扶助基準額を規定す

- る前には、社会的に経験を積んだ者、とりわけ要 援護者の世話をする団体又は社会給付受給者の団 体の意見を代表する者の意見を聞かなければなら ない。
- (2) 社会扶助の不支給又は種類及び額の決定に 対する異議申し立てに対する決定を行う前には、 前項に掲げる者を助言者として参加させなければ ならない。

第115条 (削除)

第116条 情報提供義務

- (1) 「扶養義務者、その同居配偶者及び費用補 填義務者は、この法律の実施に必要な場合には、 社会扶助運営主体に対してその所得及び資産状況 について情報を提供する義務を有する。²情報提 供義務は、社会扶助運営主体の求めに応じて証拠 書類を提示すること又はその提示に同意すること を含む。³第1文及び第2文による情報提供義務 は、その主張に拘わらず第16条により世帯の他の 構成員に対して生計への給付を行っていることが 反論の余地なく推定される者も負う;社会法典第 10編第21条第4項に基づく税務当局の情報提供義 務は、この者に対しても拡大される。
- (2) 事業主は、この法律の実施に必要な場合には、社会扶助運営主体に対して、就労している扶助申請者、扶助受給者若しくは扶養義務者又はこれらの同居配偶者並びに費用補填義務者の就労の種類及び期間、仕事場及び労働収入に関して、情報を提供しなければならない。
- (3) 第1項及び第2項により情報を提供する義務を有する者は、自己又は近親者(民事訴訟法第383条第1項第1号から第3号まで)に対して犯罪行為又は秩序違反により訴追される危険を招く場合には、陳述を拒否することができる。
- (4) 「事業主として故意又は過失により第2項にもとづく情報提供をまったく行わず、又は虚偽、不完全若しくは期限に遅れて報告した者は、秩序違反に処する。²秩序違反は罰金をもって処罰する。

第117条 検査、実施援助

(1) 1社会扶助運営主体は、この法律による給

付を受けている者が、連邦雇用庁(情報提供機関) 又は公的労災保険若しくは年金保険の運営主体 (情報提供機関) の給付をそもそも受けているか 又は受けていたかどうか、並びにその金額及び受 給期間並びにこの法律による受給期間と義務的被 保険者期間又は保険非適用限度内就業期間がどの 範囲で競合するかについて、定期的に機械処理に よるデータ突合によっても検査する権限を与えら れる。2社会扶助運営主体は、第1文による検査 のために、この法律による給付を受けている者の 姓、名 (呼称)、生年月日、出生地、国籍、性別、 住所及び被保険者番号を情報提供機関に知らせる ことができる。3情報提供機関は、第2文による データにより突合を行い、第1文にいう確認のデー タを社会扶助運営主体に対して伝達する。 4引き 渡されたデータ及びデータ媒体は、突合が終了次 第遅滞なく返却し、消去し又は廃棄しなければな らない。5社会扶助運営主体は、伝達されたデー タを第1文による検査のためにだけ利用すること ができる。6検査の結果、矛盾する事実が確認さ れなかった者に関するデータは、遅滞なく消去し なければならない。"連邦保健省は、機械処理に よるデータ突合の手続及び手続の費用に関する詳 細を、連邦労働社会省と協議の上、連邦参議院の 同意を得て、規則で定めることを授権される:そ の際には、情報提供機関への伝達は、その管轄領 域が少なくとも州の領域を含む中央の仲介機関 (上部機関)を経由して行うことを予定しなけれ ばならない。

(2) ¹社会扶助運営主体は、この法律による給付を受けている者が、他の社会扶助運営主体によるこの法律に基づく給付をそもそも受けているか又は受けていたか、並びにその金額及び受給期間について、定期的に機械処理によるデータ突合によっても検査する権限を与えられる。²このために、必要なデータは第1項第2文の定めるところにより、他の社会扶助運営主体又は第1項第7文にいう中央の仲介機関に伝達することができる。³これらの機関は受け取ったデータの突合を実施し、第1文にいう意味で確認した結果を、伝達し

てきた社会扶助運営主体に対して返す。「伝達されたデータ又はデータ媒体が第1文による検査のためにもはや必要なくなったときは、これを遅滞なく返却し、消去し、又は廃棄しなければならない。「この項による検査手続はとりまとめて第1項による検査手続と結びつけることができる。「連邦保健省は、手続に関する詳細を、連邦参議院の同意を得て、規則で定めることを授権される。

- (3) 「社会扶助運営主体は、社会扶助の違法な請求を防止するために必要な限度で、この法律に基づく給付を受けている者のデータを、他の行政部署、その公営企業、郡、郡行政庁及び市町村において、検査することができる。 2社会扶助運営主体は、検査のために第1項第2文に掲げるデータを知らせることができる。3検査は、第3文にそれぞれ掲げるデータが権限を持って管理されている部署との間での定期的な機械処理によるデータ突合によっても行うことができる。4第1文により次に掲げるデータの検査が認められる:
- a) 生年月日及び出生地
- b)個人及び家族の状況
- c) 住所地
- d) 住居の賃借及び引渡し関係の期間及び費用
- e) 電気、ガス、水道、遠隔暖房又はごみ処理に 関して受けた給付の期間及び費用
- f) 自家用車の保有者としての資格

⁵第1文に掲げた部署は、第4文によるデータを 知らせる義務を負う。⁶これらの部署は、結果を 報告した後は、検査の枠内で送られたデータを遅 滞なく消去しなければならない。⁷これらの部署 による報告は、特別な法律上の利用規則がこれを 禁じる場合には、行われない。

第118条 (削除)

第11章 その他の規定

第119条 外国にいるドイツ人に対する社会扶助

- (1) 通常の居所を外国に有し、外国で扶助を必要とするドイツ人に対しては、特別に困窮している事例において社会扶助を行うことができる。
- (2) 個別の事例において公平に適う限り、社会 扶助は第1項の要件の下でドイツ人の同一世帯に

暮らす家族に対しても行うことができる。

- (3) ¹扶助は、これにつき義務を負う滞在国又はその他により行われ、又は期待できる場合には、行われない。²扶助は、さらに、扶助を求める者が帰国を命じられた場合にも、行われない。
- (4) 扶助の種類、方法及び程度並びに所得及び 資産の投入は、滞在国の特別な事情によって定ま る。
- (5) ¹扶助を行う事物管轄は、社会扶助の広域 運営主体とする。²地域管轄は、その領域で扶助 を求める者が生まれた運営主体とする。
- ³扶助を求める者が生まれた場所がこの法律の適用領域内にない場合又は調査できない場合には、地域管轄を有する運営主体は仲裁所によって定める。⁴この場合において、第108条第1項第2文を準用する。
- (5a)¹配偶者、血族又は姻族が社会扶助の需要が生じた際に共同で生活している場合には、地域管轄は、それらのうちでこの法律の適用領域内で生まれた者のうち最高齢のものを基準として定める。²それらのうちでこの法律の適用領域内で生まれた者が1人もいない場合には、全員について共通の地域管轄を有する運営主体を第5項によって定める。³管轄は、それらのうちで誰かが社会扶助を必要とする限り継続する。
- (6) 社会扶助運営主体は、外国にあるドイツのサービス機関と協力する。
- (7) 「この法律の適用領域の外ではあるが基本 法第116条第1項に規定する領域内に生まれ、そ こに通常の居所を有するドイツ人については、第 3項第2文は適用しない。²連邦政府は、連邦参 議院の同意を得て、規則により、これらの対象者 について連邦による費用負担の下で、第1項から 第6項までにより、社会扶助がこの法律の適用領 域内に所在地を有する民間福祉団体によって行わ れるように定めることを授権される。

第120条 外国人に対する社会扶助

(1) 「ドイツ連邦共和国内に事実上滞在している外国人に対しては、この法律に基づく生計扶助、 医療扶助、妊産婦扶助及び介護扶助を行わなけれ ばならない。²これ以外にも、個別事例において理由がある場合には社会扶助を行うことができる。³第1文に掲げた給付以外にその他の社会扶助も行うべきあるいは行うものとすると定めた法規定は、影響を受けない。

- (2) 亡命申請者給付法第1条に基づき受給権を有する者は、社会扶助の給付を受けられない。
- (3) ¹社会扶助を求めるためにドイツ連邦共和国に入ってきた外国人は、請求権を有しない。²これが疾病の治療又は軽減の目的でドイツ連邦共和国に入ってきた場合には、医療扶助は、急性で生命に関わる状態の除去又は重症若しくは感染性の疾病の猶予できず拒否できない治療についてのみ行われるものとする。
- (4) 外国人に対する社会扶助給付の枠内で、これに提供できる、現にある帰国及び他国への出国プログラムの給付について教示しなければならない;適当な場合にはこのようなプログラムを請求するよう指示しなければならない。
- (5) ¹外国人に対しては、外国人法上の地域的な制限に違反して滞在しているドイツ連邦共和国の一部においては、事実上の滞在地を管轄している社会扶助運営主体は状況によってどうしても拒否できず必要な扶助に限ってのみ行うことができる。²地域的に制限されない滞在資格を有する外国人が、当該滞在資格が与えられた州の外に滞在する場合も、同様である。

第121条 第三者の支出の補填

¹ある者が緊急の場合に他の者に対して、社会 扶助運営主体が適時に知っていればこの法律によっ て行わなければならなかったであろう扶助を行っ た場合には、これが法的又は慣習上の義務によっ て自ら負担すべきものでないときは、申し出によっ て当該支出を必要な範囲で補填しなければならな い。²これは、適当な期間内に申し出があった場 合に限る。

第122条 婚姻類似の共同体

'婚姻類似の共同体で生活している者に対しては、社会扶助の要件及び範囲について、配偶者よりも優遇してはならない。'これについては第16

条を準用する。

第122a条 補填請求の優先

社会法典第10編第104条に基づく社会扶助運営 主体の他の給付主体に対する補填請求は、たとえ 補填請求権の発生の前に行われたものであっても、 請求権の譲渡、担保取得又は担保提供に優先する。

第12章 障害者の統合の確保のための特別規定 第123条 通則

¹別途法律によって規定されるまでの間、障害者の統合の確保のために第124条から第126b条までの規定が適用される。²これらの規定は、自分又は家族について公的医療保険の給付を受けている者、その障害の故に公的労災保険若しくは公的年金保険からリハビリテーション給付を受けている者又は被害者として連邦援護法若しくはこれを援用する旨規定する他の法律に基づき補償給付を受けている者には、適用しない。³第124条から第126b条までにいう障害者には、障害のおそれのある者を含む。

第124条 障害者への助言の確保

- (1) 両親及び後見人が、その人的配慮に委ねられた者における障害に気づき、又は第2項に掲げる者によってこれに関する指摘を受けた場合には、適切な統合措置について助言を受けるために障害者を遅滞なく保健所又は医師に連れて行かなければならない。
- (2) 「助産婦、医師以外の医療従事者、教師、ソーシャルワーカー(福祉従事者)、青少年指導者、幼稚園教諭、保母及び養護施設教員であってその職業を行う際に第1項に掲げた障害者について障害に気づいたものは、人的配慮権を有する者に対して障害の存在及び第1項に基づくその義務について教示しなければならない。2人的配慮権を有する者がその義務について繰り返し教示を受けたにも拘わらず障害者を保健所又は医師に連れて行かない場合には、第1文に掲げた者は保健所に報告しなければならない。
- (3) 「医師以外の医療従事者及びソーシャルワーカー(福祉従事者)は、その職業を行う際に成人について障害に気づいた場合には、当該者又はそ

の者のために任命された世話人に対し、適切な統合措置に関して助言を受けるために保健所又は医師を訪れるように勧めなければならない。²当該本人又は世話人の明示の同意を得て、これらの者は保健所及び職業的な統合措置が考えられる場合は労働事務所に報告しなければならない。

- (4) 第1項から第3項までにおける障害とは、 次に掲げるもの又はそのおそれをいう。
- 1 単に一時的ではない著しい運動能力の障害で あって、四肢の欠損若しくは機能障害又は他の 原因によるもの
- 2 奇形、不具及び脊椎湾曲であって、その障害 が著しい場合
- 3 単に一時的ではない著しい視力、聴力及び言 語能力の障害
- 4 知的又は精神的な能力の著しい障害

第125条 医師の任務

- (1) 医師は、第124条第1項の人的配慮権者及び第124条第3項の障害者に対して、障害の種類及び重度に応じた適切な医学的その他の統合措置について助言し、又は保健所若しくは職業的な統合措置が考えられる場合には労働事務所による助言の可能性について教示しなければならない;医師は、これらの者に対して、職業相談を含む法律上の援助の可能性及び統合措置の実施、とりわけ医療上、学校教育上及び職業上のものに関して啓発する官庁のリーフレットを手渡さなければならない。
- (2) 第126条第3号の目的を確保するために、 医師は、第1項によって明らかになった障害及び 当該障害を持つ者に関する重要な事項について、 可及的速やかに保健所に報告しなければならない; その際、障害者及びその人的配慮権者の氏名は告 げてはならない。
- (3) 人的配慮権者が医師による繰り返しの要請 にも拘わらず、統合に必要な医療上の措置を実施 せず又は放置している場合には、医師は可及的速 やかに保健所に報告しなければならない;人的配 慮権者が統合に必要なその他の措置を実施せず又 は等閑にしている場合には、医師は保健所に報告

することができる。

(4) 連邦保健省は、連邦労働社会省と協議の上、 連邦参議院の同意を得て、第1項及び第2項の実 施のための行政規定を制定することができる。

第126条 保健所の任務

保健所は、次に掲げる任務を有する。

- 1 障害者及び人的配慮権者に対して、治療している医師との了解の下に、療養及び統合措置の実施中及び実施後においても、障害の種類及び重度に応じて適切な医療上及びその他の統合措置に関し助言すること;助言は、障害者又は人的配慮権者の同意を得て、統合措置の実施に参加している機関又は個人との了解の下に行わなければならない。障害者がすでに医師の治療を受けている場合には、保健所は治療している場合には、保健所は治療している場合には、保健所は治療しているを受けている場合には、保健所は治療している医師と連携をとる。助言の際には、官庁のリーフレット(第125条第1項後段)を手渡さなければならない。助言については州の医師との了解の下に必要な診療日を設けなければならない;
- 2 必要な統合措置の導入のために、障害者又は 人的配慮権者の同意を得て、所管の社会給付運 営主体及び職業的な統合措置が考えられる場合 には連邦雇用庁に対しても知らせること;
- 3 資料を評価し、必要な施設の計画及び更なる 学問的な評価のために、所管の上級州官庁の詳 細な規定に基づきこれを報告すること。資料の 報告に当たっては、障害者及び人的配慮権者の 氏名は記載してはならない。

第126a条 州の医師

- (1) 各州においては、障害者扶助における特別 な経験を豊富に持つ州の医師を任命しなければな らない。
- (2) 州の医師の任務は、とりわけ次の通りである。
- 1 障害者及び人的配慮権者への助言のための診療日の開設及び実施について保健所を支援し、 診療日に参加すること
- 2 保健及び社会扶助を所管する州官庁その他所 管の社会給付運営主体のために鑑定書を提出す ること

3 保健を所管する州官庁に対して、障害者扶助 における実態把握、予防及び克服措置の成果に 関し定期的に報告すること

第126b条 国民に対する啓発

国民に対しては、障害者の統合の可能性及びこの章に基づき存する義務に関して、定期的に啓発 しなければならない。

第126c条 (削除)

第13章 社会扶助統計

第127条 連邦統計としての指定

この法律の効果の判断及びその将来の展開のために、次の事項に関し、連邦統計として調査を実施する。

- 1 次の受給者
 - a) 生計扶助
 - b)特别扶助
- 2 社会扶助の支出及び収入

第128条 調査の項目

- (1) 第127条第1号aに基づく調査の際の調査 項目は、次の通りとする。
- 1 少なくとも1月以上生計扶助が行われた受給 者については、次の項目:
 - a)性別、生年月;国籍;外国人にあっては滞 在資格も;世帯主との関係;行われた増加需 要加算の種類:
 - b) 15歳以上65歳未満の受給者についてはaに 掲げた項目に加えて次の項目:

普通教育における最終学歴;職業教育における最終履修段階;職業経験;届出している失業者の場合は失業の届出の年月及び雇用促進法による給付の受給;その他の非就業者の場合には非就業の理由:

c) 共同で需要算定が行われている共同体内の 受給者及び個別の受給者に関する次の項目: 居住市町村及びその区域;運営主体の種類; 施設内及び施設外における扶助;扶助の開始 年月;共同体の構成員の少なくとも1人に対 して継続して行われた給付の開始年月;1月 の請求及び総需要;認められた毎月の暖房を 含まない総家賃;算入され又は請求された所

得及び移転した請求権;主な所得の種類;特別な社会的な状況;事前給付としての扶助の 実行;世帯構成員の総数;世帯内の受給者の 総数:

d) 共同体の構成の変更及び給付の終了の場合 には、aからcまでに掲げた項目に加えて次 の項目:

構成の変更又は扶助の終了の年月;扶助の終 了の場合には給付の中止の理由も;初めて又 は再度就業した場合には連邦社会扶助法又は 雇用促進法に基づく就業促進措置:

2 第1号の人的範囲に属さない受給者について は、次の項目:

性別;年齢階層;国籍;住居の有無;運営主体 の種類

(2) 第127条第1号bに基づく調査の際の調査 項目は、各受給者について次の通りとする。

性別;生年月;居住市町村及びその区域;国籍; 外国人にあっては滞在資格も;運営主体の種類; 報告年の期間中及び末日において行った扶助及び 扶助の種類毎に施設の内外の別;年末において行っ ていた継続的な生計扶助の施設の内外別;介護扶 助及び障害者統合扶助については給付の種類も; 扶助の開始及び終了の年月及び入所又は通所の別; 介護扶助の場合は社会保険運営主体からの追加的 な介護給付

(3) 第127条第2号に基づく調査の際の調査項目は、次の通りとする。

運営主体の種類; 扶助及び給付の種類毎に施設の 内外別の支出額; 収入及び扶助の種類毎に施設の 内外別の収入

第129条 補助項目

- (1) 補助項目は次の通りとする。
- 1 報告義務者の名称及び住所
- 2 第128条第1項第1号による調査のための受 給者の識別番号
- 3 必要な場合の照会に対応する者の氏名及び電 話番号
- (2) ¹第1項第2号の識別番号は、統計の正確 性の確認及びそれぞれ最終の時点調査から推計す

るために役立てる。²これには受給権者の人的及び物的な関係に関する記述を含まず、できるだけ早期に、遅くとも繰り返しの時点調査が終了した後は消去しなければならない。

第130条 周期、報告期間

- (1) 「第128条第1項第1号aからcまでに基づく調査は、時点調査として毎年12月31日について、1994年については追加的に1月1日についても、実施する。²さらに、給付の開始及び終了並びに第128条第1項第1号cに基づき共同体の構成の変更があった場合にも、報告するものとする。³第128条第1項第1号dに基づく報告は、給付の終了及び共同体の構成の変更の時点で行わなければならない。「第128条第1項第1号aからdまでの調査項目によって、四半期毎に現況の推計を行う。
- (2) 第128条第1項第2号に基づく調査は、時点調査として四半期毎に期末時点で実施する。
- (3) 第128条第2項及び第3項に基づく調査は、 毎年、経過した暦年について行う。

第131条 報告義務

- (1) ¹調査に対しては報告義務がある。²第129 条第1項第3号に基づく事項並びに第128条第1 項第1号c及び第128条第2項に基づく市町村の 区域に関する事項は、任意とする。
- (2) 報告義務を負うのは、管轄の地域的及び広域的な社会扶助運営主体並びにこの法律に基づき任務を委託されている限度で郡を構成する市町村及び市町村連合とする。

第132条 伝達、公表

- (1) ¹専門的に所管している上級の連邦及び州の官庁に対しては、立法機関に対する利用のため及び個別事例の規律を除いて計画の目的で、連邦統計庁及び各州統計庁から統計結果の表を、これが単一の事例を明示するものであっても、伝えることができる。²単一の事例を明示する表は、これが行政区画、特別州の場合は行政区のレベル以上に個別化して処理されていない場合に限り、伝えることができる。
 - (2) 各州の統計庁は、連邦統計庁に対して連邦

による追加処理のために、毎年、時点調査の処理 が終わった後遅滞なく抽出率25%の無作為抽出に よる受給者の個人データを提供する。

(3) 社会扶助統計の結果は、個別の市町村レベルのものを公表することができる。

第133条 市町村への伝達

連邦統計法第16条第5項の要件を満たす限りに おいて、もっぱら統計上の目的で、市町村及び市 町村連合の管轄区域の統計的任務の実施を所管す る部署に対して、補助項目を除く第128条による 調査の個人データを伝えることができる。

第134条 追加調査

1この法律の第2章及び第3章に基づく給付及 び措置であって第127条第1号の調査によって把 握されないものに関しては、1996年以降、複数年 毎に追加調査を連邦統計として実施する。²連邦 政府は連邦参議院の同意を得て、規則によって、 次の事項に関し詳細を定める。

- a) 第131条第2項による報告義務者の範囲
- b)継続的若しくは一時金による生計扶助又は特別扶助の受給者のグループ分け
- c) 生計扶助又は特別扶助のうち特定の個別の給付の受給者
- d)調査の時期
- e) 第128条及び第129条の意味における必要な調 査項目及び補助項目
- f) 調査の種類(全数調査又は無作為抽出)

第135条から第138条まで (削除)

第14章 経過規定及び終結規定

第139条 他の法規における規定及び表示

- (1) 他の法規においてこの法律によって削除された規定が指示され又は表示が用いられている場合には、この法律の対応する規定及び表示がこれに代わる。
- (2) 他の法規によって福祉団体が任務を実施しなければならない場合には、社会扶助運営主体がこれに代わる。

第140条 その他の法規による社会扶助運営主体 の補填請求権

社会扶助運営主体の法規が、第90条に優先する

他の法律規定に基づき、社会扶助受給者が請求権 を有する第三者から支出の補填を要求することを 定めている場合には、当該支出としては、第三者 に対して請求権を有する者に対する扶助の費用の ほか、当該扶助と同時にその同居配偶者及び未成 年かつ未婚の子に対して行われた生計扶助の費用 も該当する。

第141条及び第142条 (削除)

第143条 居宅で世話を受けている者に対する経 過規定

障害者統合扶助又は介護扶助の受給者であって、その世話を1996年6月26日においてその雇っている者又は居宅サービスによって確保しているものについては、第3a条は、同日に適用されていた内容で適用する。

第144条 費用の補填に対する経過規定

次に掲げるものについては、社会扶助運営主体間での費用の補填について、この法律の施行の際に適用されていた規定をさらに適用する。

- 1 この法律の施行前の期間について行われていたすべての給付
- 2 この法律の施行前に費用の補填義務が承認又 は法的拘束力のある決定により確定されていた 場合

第145条 無人化対象者についての費用の補填

連邦官報第Ⅲ部、編成番号241-1に公布された整理版で、その後1974年3月2日の法律による最終改正の連邦無人化対象者法第1条にいう無人化対象者がもとの場所に連れ帰られ、又は自ら帰還した場合には、これを理由に第103条から105条までの費用補填義務は生じない。

第146条 ドイツースイス間福祉取極に基づく管

1952年7月14日の要扶助者の福祉に関するドイツ連邦共和国とスイス連邦の間の取極に対する最終議定書に対するドイツ連邦共和国政府の全権委任の宣言にいうドイツの福祉官庁とは、第119条第5項により外国にいるドイツ人に対する社会扶助の実施について地域管轄を有する社会扶助の広域運営主体とする。

第147条 外国から移った場合の費用の補填に対する経過規定

第108条の1994年1月1日前に適用されていた 規定により生じていた又は仲裁所により定められ ていた社会扶助運営主体の費用の補填義務は、存 続する。

第147a条 第二次法規定整理法に係る経過規定

- (1) ¹1986年12月31日時点で、結核患者、結核のおそれのある者又は結核の回復者が第二次法規定整理法により失効した規定に基づく給付を受けていた場合には、これらの給付はそれまで基準となっていた規定に基づき引き続き、ただし最長でも1987年12月31日までの間、行わなければならない。²事物管轄は、州法において地域運営主体が管轄すると定められていない限り、社会扶助の広域運営主体が引き続き有する。
- (2) 各州は、これまでの結核扶助の枠内で行われていた貸付金の事務について、他の官庁を定めることができる。

第147b条 外国にいるドイツ人に対する経過規 定

1通常の居所を外国に有するドイツ人であって1992年7月1日時点で第119条による給付を受けていた者は、この時点において60歳に到達しており、又は大規模施設、ホーム若しくは同種の施設において扶助を受けていた場合には、さらに継続する扶助需要があれば、該当規定の1993年6月26日まで適用されていたところにしたがって引き続き社会扶助を受ける。2第1文に掲げた要件が存しないときは、さらに継続する扶助需要がある場合にも、遅くとも1995年6月30日の経過によって給付は終了する。

第148条から第150条まで (法律の改正) 第151条 官庁の指定及び特別州条項

(1) どの官庁がこの法律にいう所管官庁に当 たるかは、州法の規定がない場合は州政府が決め る。 (2) ベルリン、ブレーメン及びハンブルクの各 州政府は、この法律の官庁の所管に関する規定を これらの州の特殊な行政機構に合わせて調整する ことを授権される。

第152条 統一条約の基準

「統一条約第3条との関連での別表 I 第 X 部事項H 第 II 章第3号d及びgの基準は、もはや適用しない。²さらにこれ以外の統一条約第3条との関連での別表 I 第 X 部事項H 第 II 章第3号の基準は、ベルリン州においてもはや適用しない。

付録1)

統一条約第3条との関連での別表 I 第 X 部事項 H 第 II 章第3号に基づき、連邦社会扶助法は、ブランデンブルク、メクレンブルクーフォアポメルン、ザクセン、ザクセンーアンハルト及びテューリンゲンの各州及びこれまでこれが適用されていなかったベルリン州の一部において、1991年1月1日から次の基準で適用する:

- a)別に州法で定められるまでの間は、条約第3条に掲げる各州が社会扶助の広域運営主体となる。各州は、その任務の遂行について社会扶助の地域運営主体に委譲し、その際指示を行うことができる;この場合には各州は異議申し立てについて決定を行う。
- b) 法的請求権は、個別事例において必要な社会 サービス及び施設が条約第3条の領域において 現にあり、又はそれ以外の利用できる手段によっ て達成できる限度においてのみ、社会扶助運営 主体によって満たされることができる;十分な 社会サービス及び施設の創設に向けて働きかけ るべき社会扶助運営主体の義務(社会法典第1 編第17条第1項第2号) は、影響を受けない。
- c)世帯主の毎月の扶助基準額(第22条第1項) は400マルクとする。必要な改定は第22条第3 項及びこれに基づく扶助基準額規則に基づき行 われる。

¹⁾ この基準は、第152条によりベルリン州においては1996年8月1日以降はもはや適用されない。

- d) 1) 第23条第1項第1号及び第2号は適用しない。
- e) 大規模施設、ホーム又は同種の施設に入所している扶助受給者であって、18歳に達していないものについては、個人的な使用のための現金(第21条第3項)の月額は、次の通りとする。
 - aa) 7歳以下については、10マルク
 - bb) 8 歳以上14歳未満については、20マルク
 - cc) 15歳以上18歳に達するまでは、40マルク 改定は第21条第3項第3文に基づいて行われる。
- f) 第79条第1項及び第2項による基礎額は700 マルク、第81条第1項による基礎額は1,050マ ルク、第81条第2項による基礎額は1,450マル クとする。
- g) ¹⁾ 視覚障害者扶助 (第67条) 及び介護手当 (第69条)の額は、次の通りとする。
 - aa) 18歳到達以降の視覚障害者扶助は、442マルク
 - bb) 18歳到達までの視覚障害者扶助は、220マルク
 - cc) 第69条第4項第1文による介護手当は、 163マルク
 - dd) 第24条第2項に掲げる者に対する介護手 当は、442マルク
- h)連邦青少年・家庭・女性及び保健省は、条約 第3条の領域について、連邦経済省及び連邦財 務省と協議の上、連邦参議院の同意を得て、規 則によって、当該領域における所得の推移を考 慮して、1991年7月1日以降毎年7月1日から、 この法律が適用されるその他の領域において適 用されている額と一致するまで、新たに所得制 限の基礎額並びに視覚障害者扶助及び介護手当 の額を定める。

¹⁾ d及びgに基づく基準は、第152条により、dは1996年11月1日以降、gは同年8月1日以降はもはや適用されない。